新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照表

目次

本則

一　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）……1
二　信用協同組合の労働金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令（昭和二十八年政令第三百十八号）……12
三　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）……14
四　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）……18
五　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）……22
六　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）……29
七　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）……85
八　金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第百四十三号）……93
九　預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）……97
十　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）……145
十一　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）……147
十二　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）……195
十三　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）……199
十四　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）……220
十五　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）……224
十六　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）……245

十七　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）……294
十八　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）……296
十九　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）……297
二十　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）……330

一　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案	現行
（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第四条の二の二　法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行のために銀行代理業（法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。第三項第三号、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を営む者を除く。）とする。 一　当該銀行の親法人等（前条第二項に規定する親法人等をいう。以下この項、第十二条の二、第十二条の三第一項及び第十六条の二の二第一項において同じ。） 二　当該銀行の親法人等の子法人等（当該銀行並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。） 三　当該銀行の親法人等の前条第三項に規定する関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。） 四　当該銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号において「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。） イ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える	（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第四条の二の二　（略）

議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を含む。）

ロ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2　法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条の三第二項第一号及び第十六条の八第一号において同じ。）

二　信用金庫連合会

三　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

四　労働金庫連合会

五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

六　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

七　水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

八　農林中央金庫

九　特例業務届出者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十二

2　法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～九　（略）

条の三第二項第二号において同じ。）

十　海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十二条の三第二項第三号において同じ。）

十一　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号及び第十二条の三第二項において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号及び第十二条の三第二項において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

十二　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

イ　銀行業

ロ　金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

ハ　保険業法第二条第一項に規定する保険業

3　法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。

一　当該銀行の子法人等

二　当該銀行の関連法人等

（新設）

十・十一　（略）

3　（略）

三　当該銀行のために銀行代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）

4　法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　第二項第九号から第十二号までに掲げる者

二　第十六条の八各号に掲げる者

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十二条の三　第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。）とする。

一　当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等

二　当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の子法人等（当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

三　当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）

四　当該外国銀行支店に係る外国銀行の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第十六条の二の二第一項第四号において「特定個人株主等」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除

4　法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　第二項第九号から第十一号までに掲げる者

二　（略）

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十二条の三　（略）

く。以下この号において「法人等」という。）

イ　当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ　当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2　第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　長期信用銀行

二　特例業務届出者

三　海外投資家等特例業務届出者

四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）

五　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

イ　銀行業

ロ　金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

ハ　保険業法第二条第一項に規定する保険業

3　第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店を所

2　第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

（新設）

三　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く。）

四　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）

イ～ハ　（略）

3　（略）

属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。

一　当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等

二　当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等

三　当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）

4　第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　第二項第二号から第五号までに掲げる者

二　第十六条の八各号に掲げる者

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二　法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、

4　第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　第二項第二号から第四号までに掲げる者

二　（略）

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二　法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項及び第三項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）、

第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十五号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）並びに第四十七条の三の規定による認可及び承認

二　前号に掲げる認可に係る法第五十五条第一項ただし書の規定による承認

三　法第五十四条第一項の規定による前二号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

四　第五条第二項第二号の規定による承認

五　法第八条第一項及び第四項、第十六条第一項、第四十九条、第五十二条の二第三項、第五十二条の二の九第一項並びに第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第二項並びに法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条

第三十条第二項（会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）並びに第四十七条の三の規定による認可及び承認

二～八　（略）

の五十第一項の規定による書類の受理

六　法第二十四条第一項及び第二項、第四十八条並びに第五十二条の二の八の規定による報告及び資料の提出の命令

七　法第二十五条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

八　法第二十六条第一項、第五十二条の十四第二項及び第五十二条の三十三第三項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

2　前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該銀行（外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。）を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設及び従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。）又はその子法人等（法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、銀行の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等

2～5　（略）

」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十七条の三　次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十四号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有すること

第十七条の三　次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書（同条第四項後段において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十五第二項（会社分割（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有する

となるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二　前号に掲げる認可に係る法第五十五条第一項ただし書の規定による承認

三　法第五十四条第一項の規定による前二号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

四　法第五十二条の十七第二項及び第四項並びに第五十三条第三項の規定並びに第十六条の五の規定による届出の受理並びに法第五十二条の二十七第一項の規定による書類の受理

2　次に掲げる長官権限は、銀行持株会社の主たる事務所又は当該銀行持株会社の子会社である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一　法第五十二条の三十一第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

ことになるものを除く。）により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（事業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二～四　（略）

2～6　（略）

二　法第五十二条の三十二第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

3　前項各号に掲げる権限で銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又はその子法人等（法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号又は第二項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

6　銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつた会社を含む。以下この項において同じ。）で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前各項の規定を適用する。

二　信用協同組合の労働金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令（昭和二十八年政令第三百十八号）

改正案	現行
（会員たる資格を有しない者に関する措置） 第一条　労働金庫法（以下「法」という。）附則第二条の規定により信用協同組合が労働金庫となる場合は、その信用協同組合の組合員のうち労働金庫の会員たる資格を有しない者は、信用協同組合が労働金庫となる際において、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第十九条第一項第一号の事由により信用協同組合を脱退したものとみなす。	（会員たる資格を有しない者に関する措置） 第一条　労働金庫法（以下「法」という。）附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となる場合は、その信用協同組合の組合員のうち労働金庫の会員たる資格を有しない者は、信用協同組合が労働金庫となる際において、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第十九条第一項第一号の事由により信用協同組合を脱退したものとみなす。
（削る）	（兼職に関する経過措置） 第二条　法附則第四項の規定により労働金庫の役員となつた者は、法附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となつた時において、その労働金庫の会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）の職を兼ねることとなる場合は、法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その日から起算して三箇月をこえない期間内は、その職を兼ねることができるものとする。
（貸付けに関する経過措置） 第二条　法附則第二条の規定により信用協同組合が労働金庫となる場	（貸付に関する経過措置） 第三条　法附則第二項の規定により信用協同組合が労働金庫となる場

合は、その労働金庫は、法第五十八条の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で労働金庫の会員となつた者（法人を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族に対し、信用協同組合が労働金庫になる際において存した貸付けの契約を継続することができる。	合は、その労働金庫は、法第五十八条の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で労働金庫の会員となつた者（法人を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族に対し、信用協同組合が労働金庫になる際において存した貸付の契約を継続することができる。

三　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）

改正案	現行
（登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等） 第四十二条の六　法第八十条第一項に規定する事業再編のうち政令で定めるものは、産業競争力強化法第二条第十一項に規定する事業再編であつて、事業者又は当該事業者の関係事業者（当該事業者により経営が実質的に支配されていると認められる他の事業者として財務省令で定める関係があるもののうち、国内に本店又は主たる事務所を有するもの（新たに設立される法人を含む。）をいう。第七号において同じ。）が同項第一号イからワまでに掲げる措置のうち次に掲げるもののいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行う事業活動とする。 一　合併 二　会社の分割 三　株式交換 四　株式移転 五　事業又は資産の譲受け又は譲渡 六　出資の受入れ 七　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）	（登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等） 第四十二条の六　（略）

八　会社の設立又は清算

2　法第八十条第一項第一号、第二号ロ及び第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる事項について登記を受ける者の一の計画（同項の認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画をいう。）に従つて増加した資本金の額を合計した金額とする。

（削る）

2　（略）

3　法第八十条第五項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取得とする。

一　預金保険法第百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に規定する銀行持株会社等（以下この号及び次号において「銀行持株会社等」という。）　次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　預金保険法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け

ロ　当該銀行持株会社等（預金保険法第百八条の二第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が同法第百五条第三項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移

転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた預金保険機構による株式の取得

二　預金保険法第百五条第三項に規定する対象子会社　同法第百七条第三項の規定により行われる銀行持株会社等による株式の引受け

三　預金保険法第百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　預金保険法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け

ロ　当該金融機関等（預金保険法第百二十六条の二十五第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が同法第百二十六条の二十二第五項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた預金保険機構による株式の取得

四　預金保険法第百二十六条の二十二第五項に規定する対象子法人等　同条第七項において読み替えて準用する同法第百七条第三項の規定により行われる金融機関等（同法第百二十六条の二第二項

に規定する金融機関等をいう。）による株式の引受け

四　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案	現行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条　法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第十号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 読み替える信託業法の規定 第五十条の二第三項第一号 読み替えられる字句 商号 読み替える字句 名称	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条　法第九条の八第七項第四号及び第九条の九第六項第五号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 読み替える信託業法の規定 （略） 読み替えられる字句 （略） 読み替える字句 （略）

第五十条の二第三項第二号	資本金の額	出資の総額	（略）
第五十条の二第三項第三号	取締役及び監査役	理事及び監事	（略）
第五十条の二第三項第七号	営業所	事務所	（略）
第五十条の二第六項第二号	資本金の額	出資の総額	（略）
第五十条の二第六項第八号	取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役	理事又は監事	（略）
第五十条の二第十二項の表第三十四条第一項の項	行うすべての営業所	行うすべての事務所	（略）
第五十条の二第	又は監査役	取締役若しくは執行役	（略）

十二項の表第四十一条第二項第二号の項	又は監査役				
	若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事又は監事	（略）	（略）	（略）
第五十条の二第十二項の表第四十一条第三項の項	行うすべての営業所	行うすべての事務所	（略）	（略）	（略）
第五十条の二第十二項の表第四十二条第一項の項	これらの業務	営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務	（略）	（略）	（略）
	これらの事務	事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの事務	（略）	（略）	（略）
第五十条の二第十二項の表第四	又は監査役	取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役	（略）	（略）	（略）

十五条第二項の項	若しくは監査役又は業務を執行する社員	理事又は監事
2　法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第十一号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3　社債募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、信用協同組合等を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。		
	（略）	（略）
2　法第九条の八第七項第五号及び第六号に掲げる事業並びに法第九条の九第六項の規定により行われる同項第六号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3　（略）		

五　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

改正案	現行
（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲） 第十一条　法第十一条の十第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所属組合（法第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第四十八条において同じ。）を除く。）とする。 一　当該組合の子法人等 二　当該組合の関連法人等 三　当該組合のために法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。） 四　当該農業協同組合連合会の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合 2　法第十一条の十第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一　第四十五条各号に掲げる者 二　前項第四号に掲げる者 三　特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十六条第二項第三号において同じ。）	（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲） 第十一条　（略） 2　法第十一条の十第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一～三　（略）

四　海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十六条第二項第四号において同じ。）

五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。第十六条第二項第五号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十六条第二項第五号及び第六号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

3　第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として主務省令で定めるものをいう。この場合において、組合及びその子法人等又は当該組合の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

4　第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合（当該組合の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響

（新設）

四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。第十六条第二項第四号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十六条第二項第四号及び第五号において同じ。）及び前三号に掲げる者を除く。）

3・4　（略）

を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）

第十六条　法第十一条の三十一第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該組合の子法人等

二　当該組合の関連法人等

2　法第十一条の三十一第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

二　少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）

三　特例業務届出者

四　海外投資家等特例業務届出者

五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。）

六　外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者（保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

3　第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として農林水産省令で定める

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）

第十六条　（略）

2　法第十一条の三十一第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

（新設）

四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）

五　（略）

3・4　（略）

ものをいう。この場合において、組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

4　第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合（当該組合の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として農林水産省令で定めるものをいう。

（権限の委任）

第五十九条　法による農林水産大臣の権限のうち法第九十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令（地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合又は農事組合法人（以下この項において「組合等」という。）に関するものに限る。）は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当

（権限の委任）

第五十九条　（略）

2　法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当

該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一　法第十一条第三項、第十一条の八第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の九ただし書、第十一条の六十五第二項ただし書（法第十一条の六十七第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の六十六第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第五項ただし書及び第七項、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認（次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項に関するものを除く。）

イ　法第十一条第三項の規定による承認　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合（法第七十条第一項の規定により法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合をいう。以下この号及び第五号において同じ。）の信用事業規程の廃止

ロ　法第五十条の二第三項の規定による認可　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の信用事業の全部の譲渡及び農業協同組合連合会又は承継農業協同組合からの信用事業の全部の譲受け

ハ　法第六十四条第二項の規定による認可　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の解散

該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一　法第十一条第三項、第十一条の八第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の九ただし書、第十一条の六十五第二項ただし書（法第十一条の六十七第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の六十六第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項ただし書、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認（次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項に関するものを除く。）

イ～ニ　（略）

ニ　法第六十五条第二項の規定による認可　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合を全部又は一部の当事者とする合併

二　法第九十七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

三　第三十二条第五項ただし書の規定による承認

四　法第十一条第四項、第四十四条第四項、第五十条の二第七項、第六十四条第五項及び第八項並びに第九十七条（第三号から第八号まで及び第十二号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理並びに法第五十四条の二第一項及び第二項並びに法第七十条の三第四項において準用する法第五十九条第二項の規定による書類の受理

五　法第七十一条第二項の規定による清算人の選任（農業協同組合連合会及び承継農業協同組合に関するものを除く。）

六　法第九十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令

七　法第九十四条第一項から第五項までの規定による検査（同条第一項の規定による検査にあつては、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に関するものを除く。）

八　法第九十四条の二第一項及び第二項並びに第九十五条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

九　法第九十六条第一項の規定による処分（都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に関するものを除く。）

二～九　（略）

六　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
（買付け等の期間等） 第八条　法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）を行つた日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）以上で六十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内とする。 ２　法第二十七条の二第三項に規定する買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものは、有価証券その他金銭以外のものをもつて買付け等の対価とする場合における当該有価証券その他金銭以外のものとの交換比率とし、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の額を含むものとする。 ３　公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は、全ての応募株主等（法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の	（買付け等の期間等） 第八条　（略） ２～５　（略）

対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4　法第二十七条の二第四項に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一　応募株券等（法第二十七条の十二第三項に規定する応募株券等をいう。）の保管及び返還

二　買付け等の代金の支払（有価証券その他金銭以外のものをもって買付け等の対価とする場合における当該有価証券その他金銭以外のものの引渡しを含む。）

三　あん分比例方式（法第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式をいう。）により買付け等を行う株券等の数を確定させる事務

5　法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の期間が終了したときは、遅滞なく、買付け等をする株券等の数その他の内閣府令で定める事項を記載した買付け等に関する通知書を応募株主等に送付すること。

二　買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこと。

三　買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合の合計が三分の二以上となるときは、当該株券等の発行者が発行

する全ての株券等（公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行うこと。

6　前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす。

（買付け等の期間等）

第十四条の三の三　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。第十四条の三の八第一号ロを除き、以下この節において同じ。）を行つた日から起算して二十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以上で六十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内とする。

6　前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす。

（買付け等の期間等）

第十四条の三の三　（略）

2　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものは、有価証券その他金銭以外のものをもつて買付け等の対価とする場合における当該有価証券その他金銭以外のものとの交換比率とし、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の額を含むものとする。

3　法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、全ての応募株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第四項に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一　応募上場株券等（法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の十二第三項に規定する応募上場

2～5　（略）

株券等をいう。）の保管及び返還

二　買付け等の代金の支払（有価証券その他金銭以外のものをもつて買付け等の対価とする場合における当該有価証券その他金銭以外のものの引渡しを含む。）

三　あん分比例方式（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式をいう。）により買付け等を行う上場株券等の数を確定させる事務

5　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一　買付け等の期間が終了したときは、遅滞なく、買付け等をする上場株券等の数その他の内閣府令で定める事項を記載した買付け等に関する通知書を応募株主等に送付すること。

二　買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこと。

6　前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす。

（登録の申請又は届出に係る使用人）

6　前項第一号の規定により通知書を送付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該通知書の送付に代えて、当該通知書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該通知書を送付したものとみなす。

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第十五条の四　法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する使用人とする。

一　金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　投資助言業務（法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）又は投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十五条の二十八　法第三十六条第四項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第一項各号に掲げる者とする。

2　法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　第一条の九各号に掲げる者

二　特例業務届出者（法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）

三　海外投資家等特例業務届出者（法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。以下同じ。）

第十五条の四　法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する使用人とする。

一　金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第十七条の十三第一号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　（略）

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十五条の二十八　（略）

2　法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

（新設）

四　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前三号に掲げる者を除く。）

イ　金融商品取引業

ロ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

ハ　保険業法第二条第一項に規定する保険業

3　法第三十六条第五項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第二項各号に掲げる者とする。

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二　法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者であって、その取得する法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　国

二　日本銀行

三　地方公共団体

四　金融商品取引業者等

五　法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利に係る私募又は同項第五号若しくは第六号に掲げる権利を有する者が出資若しくは拠出をした金銭その他の財産について同条第八項第十五号

三　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前二号に掲げる者を除く。）

イ～ハ　（略）

3　（略）

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二　（略）

に掲げる行為を業として行う者

六　前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

七　金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社

八　資本金の額が五千万円以上である法人

九　純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が五千万円以上である法人

十　特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人

十一　資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社

十二　企業年金基金であつて、財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの

十三　外国法人

十四　財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当する個人

十五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

2　法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一　当該権利を有する者（以下この項において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業が次

2　法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一～三　（略）

に掲げるものであること。

イ　出資又は拠出をした金銭その他の財産の額から内閣府令で定める額を控除した額の百分の八十を超える額を充てて、株券その他の内閣府令で定める有価証券（投資を行った時点において金融商品取引所に上場されていないものに限り、内閣府令で定めるものを除く。）に対する投資を行うものであること。

ロ　投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める場合を除き、資金の借入れ又は債務の保証を行うものでないこと。

二　やむを得ない事由がある場合を除き、出資者の請求により払戻しを受けることができないこと。

三　当該権利に係る契約において、法第六十三条第九項に規定する内閣府令で定める事項が定められていること。

四　当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付し、又はその旨を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を提供すること。

3　法第六十三条第一項第一号に規定する政令で定める数は、四十九とする。

4　法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家（法第六

四　当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。

3～5　（略）

十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号及び次号イにおいて同じ。）である場合　当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

二　当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が特例業務対象投資家（第一項に規定する者（第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する者）であつて、法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものをいう。イ及びロにおいて同じ。）である場合　次に掲げる要件の全て

イ　当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の適格機関投資家又は特例業務対象投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ　当該権利が有価証券として発行される日以前六月以内に、当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利（ロにおいて「同種の新規発行権利」という。）が有価証券として発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得する特例業務対象投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した特例業務対象投資家の人数との合計が四十九名以下となること。

5　法第六十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

（海外投資家等特例業務）

第十七条の十三の五　法第六十三条の八第一項第一号に規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

2　法第六十三条の八第一項第二号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいい、同条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているものとする。

3　法第六十三条の八第二項第三号に規定する同条第一項各号に掲げる行為を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該行為を行う者の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいう。）

二　当該行為を行う者の使用人

三　当該行為を行う者の親会社等（第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（海外投資家等特例業務届出者の使用人）

第十七条の十三の六　法第六十三条の九第一項第四号に規定する政令で定める使用人は、海外投資家等特例業務（法第六十三条の八第一

（新設）

（新設）

項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　海外投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　海外投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（海外投資家等特例業務の届出をした金融商品取引業者に関する読替え）

第十七条の十三の七　法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした金融商品取引業者について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条の十二第二項	外国法人	外国法人又は外国に住所を有する個人

（新設）

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

第十七条の十三の八　法第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（新設）

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十七条の十三の九　法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第六十三条の十二第三項に規定する説明書類をいう。）を備え置いて公衆の縦覧に供し、又は同項に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（新設）

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十七条の十六　金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たっての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第六十三条第六項及び第六十三条の四第三項	主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所	適格機関投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所若しくは事務所
第六十三条の九第五項及び第六十三条の十二第三項	主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所	国内における主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所若しくは事務所

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え）

第十七条の十六　金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たっての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第六十三条第六項及び第六十三条の四第三項	主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所	適格機関投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所若しくは事務所
（新設）	（新設）	（新設）

（略）	（略）	（略）
（株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者） 第十九条の三の三　法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　地方公共団体 二　外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者 イ　その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていること。 ロ　その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。以下このロにおいて同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。 ハ　その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようと	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者） 第十九条の三の三　法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者 イ・ロ　（略） ハ　その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようと	（略）	（略）

する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条、第四十三条の四第三項、第四十三条の六第一項及び第二項並びに第四十四条第十五項及び第十六項において同じ。）（次号ハ、第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。）であること。

三　外国金融商品取引市場開設者持株会社（外国金融商品取引市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ　その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて法第百六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていること。

ロ　その本店又は主たる事務所の所在する国における法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ　その者が法第百六条の三第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保

する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条、第四十三条の四第三項、第四十三条の六第一項及び第二項並びに第四十四条第十四項及び第十五項において同じ。）（次号ハ、第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。）であること。

三～五　（略）

有しようとする株式会社金融商品取引所が、特定子会社であること。

四　外国商品市場開設者（商品先物取引法第二条第十二項に規定する外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ　その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先物取引法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていること。

ロ　その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法（法に基づく命令を含む。次号ロにおいて同じ。）の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ　その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、特定子会社であること。

五　外国商品市場開設者持株会社（外国商品市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ　その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法（同法に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。）に相当す

る外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品市場開設者持株会社であることについて同法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていること。

ロ　その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ　その者が法第百六条の三第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が、特定子会社であること。

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

第三十六条の三　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

（委任状の用紙及び参考書類の提出）

第三十六条の三　勧誘者は、前条第一項の規定により委任状の用紙及び参考書類を交付したとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、直ちに、これらの書類の写し（これらの書類の作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。第四十三条の十一において同じ。）を金融庁長官に提出しなければならない。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条　法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四まで（法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2　法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条第二項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティ

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

ブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限り、法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、法第六十条の十三（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十八条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）並びに法第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定並びに法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

3　法第百九十四条の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規定は、法第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条（同条第二号にあつては、法第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定とする。

4　法第百九十四条の七第二項第二号の三に規定する政令で定める規

（新設）

定は、法第三十五条の三（法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条（同条第二号にあつては、法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定とする。

5　法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四及び第六十六条の十四の二並びに法第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第四十三条の六の規定とする。

6　法第百九十四条の七第二項第三号の二に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の三十五の規定とする。

7　法第百九十四条の七第二項第三号の三に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の五十五（法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公

4～11　（略）

正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百七十一条まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定とする。

8 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六

十六条の十四、第六十六条の十四の二、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで、第百六十八条から第百七十一条まで若しくは第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　認可金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

9　法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条

第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで、第百六十八条から第百七十一条まで若しくは第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（

これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

10 法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が第一号から第三号までに掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の第一号から第三号までに掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する同項の措置に係る業務とする。

一　法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、

第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで、第百六十八条から第百七十一条まで若しくは第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項又は第六十条第二項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

四　法第六十六条の五十五（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで、第百六十八条から第百七十一条まで又は第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定に違反する行為

法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は

、外国金融商品取引所参加者（法第百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一　法第三十五条の三（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで、第百六十八条から第百七十一条まで若しくは第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二　法第三十条の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三　外国金融商品取引所の業務規則（法第百五十五条の二第二項第

一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一　法第百八十五条の七第十四項の規定による報告の受理

二　法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二　法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十、第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七の規定による権限並びに法第百九十三条の二第六項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二　（略）

。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限、報告を求める権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第百七十二条の三各項、第百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二条の九まで、第百七十二条の十各項並びに第百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定す

る発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限（法第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件の検査に係るものを除く。）

2　長官権限（法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十

2　長官権限（法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十

三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八及び第百五十六条の八十の規定による権限並びに法第百五十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3　金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

4　長官権限のうち法第百九十二条の二の規定による権限（法第百七

三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八及び第百五十六条の八十の規定による権限並びに法第百五十六条の八十九の規定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3・4　（略）

十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときにおける当該事実に係る法令違反行為（法第百九十二条の二に規定する法令違反行為をいう。第四十四条の四の二において同じ。）を行つた者に係るものを除く。以下この項において同じ。）は、委員会に委任する。ただし、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における当該権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第二十九条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第二十九条の三第一項（法第三十一条第五項において準用す

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十一　（略）

る場合を含む。）及び第三十一条第二項の規定による登録

三　法第二十九条の三第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による金融商品取引業者登録簿の縦覧

四　法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否

五　法第三十条第二項の規定による認可をした旨の付記

六　法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第七項の規定による申請書の受理

七　法第五十五条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

八　法第五十七条第一項の規定による審問（法第二十九条の登録の拒否に係るものに限る。）

九　法第五十七条第三項の規定による通知（法第二十九条の登録に係るものに限る。）

十　法第五十七条の二第七項の規定による特別金融商品取引業者である旨の付記

十一　法第五十七条の八第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による特別金融商品取引業者である旨の付記の抹消

十二　法第六十三条第二項及び第六十三条の九第一項の規定による届出の受理

十三　法第六十三条第五項の規定による縦覧

十四　法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第八号に規定する審問に係るもの

2　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取

十二　法第六十三条第二項の規定による届出の受理

十三・十四　（略）

2　長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取

引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号（法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十条第一項及び第三十一条第六項の規定による認可

二　法第三十条の二第一項の規定による認可の条件の付加

三　法第三十条の三第一項の規定による認可申請書の受理

四　法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項

引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号（法第六十三条の五第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（同条第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（同条第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（同条第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～三　（略）

四　法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項

、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第七項及び第十項（これらの規定を法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の十一第一項の規定による届出の受理

五　法第三十一条第四項の規定による変更登録申請書の受理

六　法第三十一条第五項において準用する法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否

七　法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第六十三条第十二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条の九第九項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八　法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第四十九条の四第二項の規定による承認

九　法第四十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十九条の三（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、

、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の三第一項の規定による届出の受理

五・六　（略）

七　法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三及び第六十三条第十二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八　（略）

九　法第四十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十九条の三（法第六十条の六において準用する場合を含む。）並

第六十三条の四第二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十　法第五十一条、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十三条、第五十四条、第六十条の八第一項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項、第六十三条の五第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の十三第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分

十一　法第五十四条の二、第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条の十三第六項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告

十二　法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の十四（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第一号から第二号の

びに第六十三条の四第二項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十　法第五十一条、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十三条、第五十四条、第六十条の八第一項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項並びに第六十三条の五第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分

十一　法第五十四条の二、第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告

十二　法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第一号から第二号の二までの規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除

三までの規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三　法第五十七条第一項の規定による審問（法第二十九条の登録の拒否に係るものを除く。）

十四　法第五十七条第二項、第六十条の八第五項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、第六十三条の五第四項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条の十三第四項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞

十五　法第五十七条第三項（法第二十九条の登録に係るものを除く。）、第六十条の八第四項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）、第六十三条の五第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条の十三第五項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十六　法第六十条の四第一項及び第六十五条第一項の規定による職務代行者の選任

十七　法第六十条の四第二項及び第六十五条第二項の規定による支払の命令

十八　法第六十三条第九項及び第十項（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約書の写しの受理

十九　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五

く。）

十三　（略）

十四　法第五十七条第二項、第六十条の八第五項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第六十三条の五第四項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞

十五　法第五十七条第三項（法第二十九条の登録に係るものを除く。）、第六十条の八第四項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第六十三条の五第五項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十六～十八　（略）

十九　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条第五

項及び法第六十三条の九第四項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧

二十　法第六十五条の三第一項の規定による依頼の受理

二十一　法第六十五条の三第二項の規定による意見の陳述

二十二　法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第十三号に規定する審問及び第十四号に規定する聴聞に係るもの

二十三　法第百九十四条の六第二項から第四項までの規定による通知

二十四　第十五条の十三第三号、第十五条の十五、第十六条の十七ただし書、第十六条の十八ただし書、第十六条の十九ただし書、第十七条の十第一項ただし書及び第三項ただし書、第十七条の十三の三ただし書、第十七条の十三の四ただし書、第十七条の十三の八ただし書並びに第十七条の十三の九ただし書の規定による承認

二十五　第十五条の十四の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

二十六　第三十七条第六項の規定による協議

二十七　第三十七条第七項の規定による通知

3　前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金

項の規定による縦覧

二十～二十二　（略）

二十三　法第百九十四条の六第二項及び第三項の規定による通知

二十四　第十五条の十三第三号、第十五条の十五、第十六条の十七ただし書、第十六条の十八ただし書、第十六条の十九ただし書、第十七条の十第一項ただし書及び第三項ただし書、第十七条の十三の三ただし書並びに第十七条の十三の四ただし書の規定による承認

二十五～二十七　（略）

3　前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許

融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。次条第四項、第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする持株会社（法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）、当該金融商品取引業者（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4　特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商

可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。次条第四項、第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする持株会社（法第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）、当該金融商品取引業者（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4　特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に係

品取引業者等」という。）に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十二項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5　前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特別金融商品取引業者等の本店等（取引所取引許可業者にあつては、国内における代表者。以下この項並びに同条第三項及び第四項において同じ。）又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十一項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5～7　（略）

6　金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7　長官権限のうち次に掲げるもの（金融商品取引業者に係るものに限り、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会（同条第一項に規定する協会をいう。第四十三条から第四十三条の三まで及び第四十四条において同じ。）に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の五第三項の規定による通知

四　法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十四条の二第二項の規定による審問

六　法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十四条の五第二項の規定による聴聞

九　法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち第五号に規定する審問及び第八号に規定

する聴聞に係るもの

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四　長官権限のうち法第百二十一条及び第百二十六条第一項の規定による届出の受理の権限は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

2　長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3　前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者（法第百五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十五項において同じ。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四　（略）

2　（略）

3　前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者（法第百五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十四項において同じ。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支

局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条　長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同

局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4　（略）

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条　長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七（法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2　前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、海外投資家等特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七（法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2　前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長

又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3　前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引若しくはこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理又は高速取引行為を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、金融商品仲介支店等又は高速取引支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引金融商品取引業者等に

（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3・4　（略）

対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5　第一項の規定は、特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者及び高速取引行為者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における前三項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、海外投資家等特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は高速取引行為者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、海外投資家等特例業務支店等又は高速取引支店等」と、「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の十第一項の規定による権限」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等（特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。）」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者若しくは高速取引

5　第一項の規定は、特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び高速取引行為者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における前三項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、高速取引支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は高速取引行為者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等又は高速取引支店等」と、「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の十第一項の規定による権限」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等（特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。）」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は高速

行為者」と、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は高速取引行為者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7　第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融取引行為者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6～10　（略）

機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社、当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）又は当該登録金融機関（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等をいう。

9　第二項及び第四項に規定する「取引所取引許可業者従属事務所等」とは、取引所取引許可業者の国内の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該取引所取引許可業者と取引をする者又は当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

10　第二項に規定する「特例業務支店等」とは、特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該特例業務届出者と取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

11　第二項に規定する「海外投資家等特例業務支店等」とは、海外投資家等特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該海外投資家等特例業務届出者と取引をする者又は当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

（新設）

12　第二項及び第四項に規定する「金融商品仲介支店等」とは、金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者をいう。

13　第二項及び第四項に規定する「高速取引支店等」とは、高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

14　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、協会の主たる事務所以外の事務所、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

15　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

16　第二項に規定する「取引所持株会社支店等」とは、金融商品取引所持株会社等の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品取引所持株会社等の子会社をいう。

11～21　（略）

17　第二項に規定する「自主規制法人従属事務所等」とは、自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

18　第二項に規定する「外国金融商品取引所従属事務所等」とは、外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

19　第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

20　長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の二十三の規定による権限で指定親会社の指定親会社支店等に関するものについては、当該指定親会社支店等の所在地（当該指定親会社と取引をする者又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

21　前項の規定により指定親会社の指定親会社支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定親会社の本店若しくは主たる事務所又は当該指定親会社支店等以外の指定親会社支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該指定親会社支店等以外の指定親会社支店等に対し、検査等を行うことができる。

22　前二項に規定する「指定親会社支店等」とは、指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

附　則

1・2　（略）

（移行期間特例業務に関する特例）

3　法附則第三条の三第一項第四号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、移行期間特例業務（同条第五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下この項において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　移行期間特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関

附　則

1・2　（略）

3　証券取引法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十号）附則第二項に規定する証券業者（以下「証券業者」という。）については、昭和四十三年三月三十一日までは、旧証券業者の登録、資本の額、純財産額及び営業用純資本額等に関する政令第三条（支店その他の営業所に係る部分に限る。）、第四条及び第十条第一項の規定は、なおその効力を有する。

する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　移行期間特例業務に関し、運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

4　法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める期間は、三年とする。

5　法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国（同号イに規定する外国をいう。以下この項において同じ。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間を同条第一項に規定する外国投資運用業者が当該外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから経過した期間とみなして当該外国投資運用業者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　当該外国投資運用業者に合併された者

二　分割により当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　当該外国投資運用業者に投資運用業の全部又は一部（内閣府令

4　神戸市に本店を有する会社で神戸市に所在する有価証券市場において売買取引を行なつていたものが、当該有価証券市場を開設する証券取引所の解散に伴い、大阪市に所在する有価証券市場において売買取引を行なうこととなつた場合には、当該会社に係る第十五条第一項第二号イ及び前項の規定によりなおその効力を有する旧証券業者の登録、資本の額、純財産額及び営業用純資本額等に関する政令第四条第一項第二号に掲げる金額は、当分の間、三千万円とする。

5　第四条第一項第一号に規定する証券会社には、昭和四十三年三月三十一日までは、証券業者を含むものとする。

で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

6　法附則第三条の三第三項第一号ヘに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。）を行使することができない株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。）とする。

一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二　有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が前号に掲げる有価証券であるもの

三　前二号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

（新設）

7　法附則第三条の三第四項の規定により法第百九十四条の七第二項第二号の三の規定を読み替えて適用する場合における第三十八条第四項の規定の適用については、同項中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」と、「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」とする。

（新設）

8　法附則第三条の三第五項第一号ハに規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

（新設）

9　法附則第三条の三第五項第二号イに規定する有価証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる

有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第十一号に規定する外国投資証券　当該受益証券又は外国投資証券の発行者と当該受益証券又は外国投資証券の取得勧誘に応じて当該受益証券又は外国投資証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該受益証券又は外国投資証券を海外投資家等（法附則第三条の三第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件とするもの

二　法第二条第二項第六号に掲げる権利　当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているもの

10　法附則第三条の三第五項第二号ロに規定する受益証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者（以下この項において「取得者」という。）との間において、当該取得者が取得した当該受益証券を海外投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件とするものとする。

（新設）

11　法附則第三条の三第五項第二号ハに規定する権利を取得するおそ

（新設）

れが少ないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているものとする。

12 法附則第三条の三第六項第二号に規定する外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国投資運用業者の役員（法附則第三条の三第一項第三号に規定する役員をいう。）

二 当該外国投資運用業者の使用人

三 当該外国投資運用業者の親会社等（第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

13 附則第七項の規定は、法附則第三条の三第七項において同条第四項の規定を準用する場合について準用する。

（特例適用会社に係る業務を終了した日）

14 法附則第七条第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日（同日が平成十三年三月三十一日前の日となる場合には同月三十一日とし、平成十四年三月三十一日後の日となる場合には同月三十一日とする。）とする。

一 特例適用会社（法附則第四条において規定する「特例適用会社」をいう。以下同じ。）に関し、基金が法第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十七第一項の規定により支払をすべき金額の支払をすべて完了した日（基金が平成十三年三月三十一日ま

（新設）

（新設）

（特例適用会社に係る業務を終了した日）

6 （略）

でに法第七十九条の五十四の規定による顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの認定を行わなかつた場合には、同日）

二　特例適用会社に関し、基金が法第七十九条の五十九第四項の規定により行う旨の決定をした返還資金融資の実行を完了した日（基金が平成十三年三月三十一日までに同条第一項の申込みを受けなかつた場合には、同日）

三　特例適用会社に関し、基金が法第七十九条の六十の規定による裁判上又は裁判外の行為を終了した日（基金が平成十三年三月三十一日までに同条の規定による裁判上又は裁判外の行為を行わなかつた場合には、同日）

四　特例適用会社に関し、基金が法第七十九条の六十一の規定による業務のすべてを完了した日（基金が平成十三年三月三十一日までに同条の規定による業務を行わなかつた場合には、同日）

五　更生手続開始の決定又は破産宣告がなされた特例適用会社に関し、基金が金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章又は第五章の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務のすべてを完了した日（基金が平成十三年三月三十一日までにこれらの業務を行わなかつた場合には、同日）

七　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）

改正案	現行
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第四条の三　次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除き、以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　法第十二条第六項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。） 二　法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第一項 三　法第三十五条の八第四項 四　法第三十五条の八第七項 五　法第四十一条第三項 六　法第四十一条第七項 2　前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申	（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第四条の三　次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。第十四条及び第十五条を除き、以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　（略） 二　法第十二条第七項において準用する会社法第三百十二条第一項（法第二十四条第十項において準用する法第十二条第七項において準用する場合を含む。） （新設） （新設） （新設） （新設） 2　（略）

出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（議決権について準用する会社法の読替え）

第四条の四　法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十条第六項	電磁的記録	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

2　法第十二条第七項の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（議決権について準用する会社法の読替え）

第四条の四　法第十二条第七項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十条第六項	電磁的記録	電磁的記録（同法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

2　（略）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による	電磁的方法（信用金庫法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この項及び第三項において同じ。）による
第三百十二条第四項	電磁的記録	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第五条の七　法第四十五条第四項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第五条の七　（略）

2　前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第七条　法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（第十一条の三第二項第六号イを除く。）において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二　法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは

2　前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発出してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第七条　法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（第十一条の三第二項第五号イを除く。）において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二　法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは

、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条（法第三十五条の八第八項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十一条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認

二　法第八十七条の二第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

三　第五条第二項及び第十二条第二項第二号の規定による承認

四　法第八十七条及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五　銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

六　銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準

、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条（法第三十五条の八第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十一条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認

二～八　（略）

用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査

六の二　銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七　銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八　銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

2　前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同条第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用金庫の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は

2～5　（略）

、当該信用金庫の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（子金融機関等の範囲）

第十一条の三　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を除く。）とする。

一　当該金庫の子法人等

二　当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）

三　当該金庫のために法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。）

2　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　金庫

二　第九条の六各号に掲げる者

（子金融機関等の範囲）

第十一条の三　（略）

2　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

三　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

六　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

イ　銀行法第二条第二項に規定する銀行業

ロ　金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

ハ　保険業法第二条第一項に規定する保険業

（新設）

四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前三号に掲げる者を除く。）

五　（略）

八　金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第百四十三号）

改正案	現行
（業務の継続の特例に係る承認の申請） 第三条　吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六条第三項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣。次項において同じ。）に提出しなければならない。 一　当該業務を継続する特別の事情を記載した書面 二　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面 三　法第六条第三項に規定する契約の内容及び合併の日における当該契約の総額を記載した書面 （削る） 四　その他内閣府令で定める書類 2　法第六条第三項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、同条第四項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければな	（業務の継続の承認申請） 第三条　吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。 一　（略） （新設） 二　（略） 三　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面 四　（略） （新設）

らない。

一　当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　その他内閣府令で定める書類

3　第一項の規定は転換後金融機関が法第六条第五項において準用する同条第三項の承認を受けようとする場合について、前項の規定は同条第五項において準用する同条第四項の規定による同条第三項に規定する計画の変更の承認を受けようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第三号中「法第六条第三項」とあるのは「法第六条第五項において準用する同条第三項」と、「合併」とあるのは「転換」と、前項中「法第六条第三項」とあるのは「法第六条第五項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

（転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有することとなつた場合について準用する法の規定の読替え）

第八条　法第六条第五項において転換後金融機関がその事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は権利義務を転換により有することとなつた場合について同条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2　前項の規定は、転換後金融機関が法第六条第四項において準用する同条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとする場合について準用する。

（転換後金融機関が行うことができない業務に属する契約等を有することとなつた場合について準用する法の規定の読替え）

第八条　法第六条第四項において転換後金融機関がその事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は権利義務を転換により有することとなつた場合について同条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第一項	承継の日	転換がその効力を生ずる日

（財務局長等への権限の委任）

第三十六条　法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第三条第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第五条第一項の規定による認可

二　法第五条第四項の規定による前号に掲げる認可の条件の付加

三　法第六条第三項及び第四項並びに第六十八条第三項の規定による承認

四　法第六十八条第一項の規定による届出の受理

五　第二条の規定による合併認可申請書の受理並びに第三条第一項及び第二項の規定による承認申請書の受理

2　法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限の

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

（財務局長等への権限の委任）

第三十六条　法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第三条第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一・二　（略）

三　法第六条第三項及び第六十八条第三項の規定による承認

四　（略）

五　第二条の規定による合併認可申請書及び第三条第一項の規定による承認申請書の受理

（新設）

うち法第五十一条の二第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の受理は、法第五十一条の二第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により法第五十一条の二第二項各号（法第六十七条において準用する場合を含む。）に掲げる許可を受けたものとみなされる者の主たる営業所又は事務所（次項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3　法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、法第五十一条の三第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により法第五十一条の三第一項の表の下欄に掲げる登録を受けたものとみなされる者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第五十一条の三第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五十一条の二第二項の規定による書類の受理

二　法第五十一条の三第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による登録

（新設）

九　預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）

改正案	現行
（一般預金等に係る保険金の額の特例） 第六条の五　法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第百二十七条第一項において準用する法第六十九条の三第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。 （決済用預金に係る保険金の額の特例） 第七条の二　法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、法第五十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項（法第百二十七条第一項において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。 （遺族等） 第七条の三　法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める	（一般預金等に係る保険金の額の特例） 第六条の五　法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第百二十七条において準用する法第六十九条の三第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。 （決済用預金に係る保険金の額の特例） 第七条の二　法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、法第五十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項（法第百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。 （新設）

者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四十条（同法第七十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により加入者等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の遺族に当該加入者等に係る死亡一時金が支給される場合　当該加入者等の遺族

二　確定拠出年金法第四十一条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金銭が当該加入者等の相続財産とみなされる場合　当該相続財産とみなされる金銭の全部又は一部を受ける者

（遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなされる部分）

第七条の四　法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　前条第一号に掲げる場合　確定拠出年金法第四十一条第三項の規定により当該加入者等の遺族の人数によって等分した部分

二　前条第二号に掲げる場合　同号に規定する金銭のうち同号に定める者が受ける部分に相当する部分

（保険金の支払の請求により機構が取得する債権）

（新設）

（保険金の支払の請求により機構が取得する債権）

第十一条　法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権を取得するものとする。

（業務の継続の特例に係る承認の申請）

第十四条　救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三号及び次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び合併、事業の譲受け、付保預金移転（法第二条第十一項に規定する付保預金移転をいう。）又は会社分割の日における当該契約の総額を記載した書面

（削る）

第十一条　法第五十八条第一項の規定により機構が預金等に係る債権を取得するときは、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により計算した保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応する預金等に係る債権を取得するものとする。

（業務の継続の承認申請）

第十四条　救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一　（略）

（新設）

二　（略）

三　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記

四　その他内閣府令・財務省令で定める書類

2　法第六十七条第二項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、同条第三項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　その他内閣府令・財務省令で定める書類

（預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額）

第二十一条　法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権（同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。）のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であつたものの額（法第七十三条第一項第五号に規定する長期信用銀行債等にあつては、当該長期信用銀行債等の金額）に相当する金額（当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本

載した書面

四　（略）

（新設）

（預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額）

第二十一条　法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権（同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。）のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であつたものの額（法第七十三条第一項第五号に規定する長期信用銀行債等にあつては、当該長期信用銀行債等の金額）に相当する金額（当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本

の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項（法第百二十七条第一項において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額）とする。

（再承継金融機関について準用する法の規定の読替え）

第二十四条の四　法第百一条第一項に規定する再承継金融機関について同条第七項において法第六十七条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「破綻金融機関」とあるのは、「承継銀行」と読み替えるものとする。

（再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十四条の五　第十四条の二の規定は、法第百一条第七項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の二第二号中「法第六十八条の二第一項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十八条の二第一項」と、「法第六十四条の二第六項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。

（再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健

の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項（法第百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額）とする。

（新設）

（再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十四条の四　（略）

（再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健

全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十四条の六　第十四条の三の規定は、法第百一条第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」と、「法第六十四条の二第六項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五条の三　法第百八条第三項第一号（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、機構が第一号措置（法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。以下この条及び第三十三条の三第一号イにおいて同じ。）により取得した株式等（次に掲げるものを含む。）とする。

一　当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換

全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十四条の五　（略）

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五条の三　法第百八条第三項第一号（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、機構が第一号措置（法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。以下この条において同じ。）により取得した株式等（次に掲げるものを含む。）とする。

一～三　（略）

された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二　当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

三　当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

2　法第百八条第三項第二号（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一　機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

2　（略）

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二　機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ　当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

⑴　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

⑵　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

⑶　当該株式又は⑴若しくは⑵に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ　当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ　当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三　前二号及びこの号の規定により取得株式等（法第百八条第三項（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用す

る場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する取得株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ　当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

⑴　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

⑵　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

⑶　当該株式又は⑴若しくは⑵に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ　当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ　当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

（法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の四　法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第百五条第三項に規定する経営健全化計画をいう。第二十五条の七、第三十三条の三第一号ロ並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において同じ。）を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一　責任ある経営体制の確立のための方策

二　配当等により剰余金が流出しないための方策

三　法第百八条の二第一項の認可を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた取得株式等である株式（次に掲げるものを含む。第二十五条の七及び第二十五条の九において同じ。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

四　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため

（法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の四　法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第百五条第三項に規定する経営健全化計画をいう。第二十五条の七並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において同じ。）を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における次に掲げる方策とする。

一～四　（略）

の方策

（特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の九　法第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置（法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）に係る特定株式等の引受け等（法第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行わない旨の決定がされたとき、同条第七項において準用する法第百五条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消し、法第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）における当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項の申込みを行つた金融機関等であつて株式会社であるもの又は同条第三項の申込みを行つた金融機関等若しくはその対象子法人等（同条第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）であつて株式会社であるもの及び同条第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行つたときについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の九　法第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置（法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）に係る特定株式等の引受け等（法第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行わない旨の決定がされたとき、同条第七項において準用する法第百五条第七項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消し、法第百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）における当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項の申込みを行つた金融機関等であつて株式会社であるもの又は同条第三項の申込みを行つた金融機関等若しくはその対象子法人等（同条第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）であつて株式会社であるもの及び同条第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行つたときについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五条第七項	第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等	第百二十六条の二十二第一項の申込みをした金融機関等又は同条第三項の申込みをした金融機関等
第百五条第八項	第百二条第二項、第六項及び第八項並びに前条第六項及び第八項の規定は、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する	第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項並びに第百二十六条の二十一第六項の規定は、準用する

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第百六条第二項	株式の引受け	準用する	準用する。この場合において、第八十九条中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融機関」とあるのは、「株式会社である第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとする	特定株式等の引受け等
第百六条第三項	株式の引受け			特定株式等の引受け等
第百六条第四項	第一号措置に係る認定			特定第一号措置に係る特定認定
第百六条第五項	第百二条第六項及び第八項並びに第百四条第六項及び第八項			第百二十六条の二第三項、第七項及び第九項並びに第百二十六条の二十一第六項

（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第百六条第五項	（略）	（略）	第百二十六条の二第七項及び第九項並びに第百二十六条の二十一第六項

	第一号措置に係る認定	同条第九項（第百二条第二項に係る部分を除く。）の規定はこの項において準用する第百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、前条第六項	特定第一号措置に係る特定認定	前条第六項
第百七条の二第一項	金融機関又は銀行持株会社等		金融機関等	
	金融機関又は当該銀行持株会社等			
第百七条の二第二項	金融機関又は銀行持株会社等		金融機関等	

	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（法第百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十九条の十一　法第百二十六条の二十五第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画をいう。第二十九条の十四、第三十三条の三第三号ロ並びに第三十八条第一項第七号及び第八号において同じ。）を連名で提出する法第百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一　責任ある経営体制の確立のための方策

二　配当等により剰余金が流出しないための方策

三　法第百二十六条の二十五第一項の認可を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた取得特定株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について

（法第百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十九条の十一　法第百二十六条の二十五第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画をいう。第二十九条の十四並びに第三十八条第一項第七号及び第八号において同じ。）を連名で提出する法第百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一～四　（略）

分割され又は併合された株式

四　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特定救済金融機関等の業務の継続の特例に係る承認の申請）

第二十九条の二十四　特定救済金融機関等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。次項、第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）は、法第百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は法第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　法第百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び合併、事業の譲受け、特定債務引受け（法第百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。第二十九条の二十七において同じ。）又は会社分割の

（特定救済金融機関等の業務の継続の承認申請）

第二十九条の二十四　特定救済金融機関等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）は、法第百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は法第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一　（略）

（新設）

二　（略）

日における当該契約の総額を記載した書面

（削る）

四　その他内閣府令・財務省令で定める書類

2　法第百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する計画につき法第百二十六条の三十一において準用する同項の承認を受けた特定救済金融機関等は、同条において準用する法第六十七条第三項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面

二　当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三　その他内閣府令・財務省令で定める書類

（特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の二十七　特定合併等（法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいい、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等（同条第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。）がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、法第百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破

三　当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

四　（略）

（新設）

（特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の二十七　特定合併等（法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいい、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等（同条第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。）がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、法第百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破

綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等、内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等（法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第二十九条の三十二において同じ。）を援助するもの、法第百二十六条の三十のあつせん、法第百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又は第百二十六条の三十一において準用する法第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込み、法第百二十六条の二十八第一項の規定による申込み、法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条の三十のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）及び機構が特定優先株式等の引受け等（法第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行つた特定救済金融機関等又は法第百二十六条の三十一に規定する特定救済持株会社等について、同条において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等、内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等（法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第二十九条の三十二において同じ。）を援助するもの、法第百二十六条の三十のあつせん、法第百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又は第百二十六条の三十一において準用する法第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項の規定による申込み、法第百二十六条の二十八第一項の規定による申込み、法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条の三十のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）及び機構が特定優先株式等の引受け等（法第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行つた特定救済金融機関等又は法第百二十六条の三十一に規定する特定救済持株会社等について、同条において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第五十九条の二第一項	破綻金融機関に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）	特定破綻金融機関等に対して同項第一号に掲げる措置	
第五十九条の二第二項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等	
第六十条第一項	資金援助（第五十九条第一項第二号又は第四号に掲げるものに限る。）	同項第二号又は第四号に掲げる措置	
第六十条第二項	又は労働金庫連合会	、労働金庫連合会又は第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等	
第六十二条第二項	金融機関	金融機関等	
	前条第一項	第百二十六条の二十九第一項	

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

	第五十九条第一項	第百二十六条の二十八第一項
第六十二条第三項	金融機関で	金融機関等で
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	合併等	特定合併等
	前条第一項	第百二十六条の二十九第一項
第六十二条第五項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等
	金融機関に	金融機関等に
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十四条第三項	合併等	特定合併等

	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第六十四条第四項	資金援助	特定資金援助
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十四条第五項	資金援助	特定資金援助
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	合併等	特定合併等
第六十四条の二第二項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	救済金融機関又は救済銀行持株会社等	特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等
	合併等	特定合併等
第六十四条の二第三項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等

（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

	第六十四条の二第四項	資金援助	特定資金援助
		合併等	特定合併等
		同条第二項第二号又は第六号	第百二十六条の二十八第二項第二号又は第七号
		優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
		金融機関	金融機関等
	第六十四条の二第五項	救済金融機関	特定救済金融機関等
		金融機関を	金融機関等を
		救済銀行持株会社等	特定救済持株会社等
	第六十四条の二第六項第一号イ、ロ及びハ	優先株式等	特定優先株式等

	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）

第六十四条の二第六項第二号	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等		（略）	（略）	（略）	（略）
	定める株式等	定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等		（略）	（略）	（略）	（略）
第六十五条	合併等	特定合併等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	金融機関又は銀行持株会社等に	金融機関等又は特定持株会社等に		（略）	（略）	（略）	（略）
第六十六条第一項	若しくは議決	、議決若しくは決定	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第六十六条第三項第二号	第八十七条	第百二十六条の十三	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第六十七条第三項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等	（新設）				

第六十八条の二第一項	取得優先株式等	第百二十六条の三十一において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等
第六十八条の二第二項	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十八条の三第一項	取得優先株式等	取得特定優先株式等
第六十四条の二第六項	第百二十六条の三十一において読み替えて準用する第六十四条の二第六項	取得特定貸付債権
取得貸付債権		

（追加的特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の三十二　特定資金援助に係る特定合併等を行つた特定救済金融機関等、法第百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定に

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）		

（追加的特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の三十二　特定資金援助に係る特定合併等を行つた特定救済金融機関等、法第百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定に

よる申込み、追加的特定資金援助及び機構が追加的特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行った特定救済金融機関等、特定救済持株会社等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等をいう。）又は法第百二十六条の三十二第四項に規定する特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等について、同項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十九条の二第一項	破綻金融機関に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）	特定破綻金融機関等に対して追加の同項第一号に掲げる措置
第五十九条の二第二項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等
第六十四条第四項	資金援助	追加的特定資金援助
第六十四条第五	資金援助	追加的特定資金援助

よる申込み、追加的特定資金援助及び機構が追加的特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行った特定救済金融機関等、特定救済持株会社等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等をいう。）又は法第百二十六条の三十二第四項に規定する特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等について、同項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

項								
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等	（略）	（略）	（略）			
	合併等	特定合併等	（略）	（略）	（略）			
第六十四条の二第二項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	（略）	（略）	（略）			
	救済金融機関又は救済銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等	（略）	（略）	（略）			
	合併等	特定合併等	（略）	（略）	（略）			
第六十四条の二第三項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	（略）	（略）	（略）			
	資金援助	追加的特定資金援助	（略）	（略）	（略）			
第六十四条の二第四項	合併等	特定合併等	（略）	（略）	（略）			
	同条第二項第二号又は第六号	第百二十六条の二十八第二項第二号又は第七	（略）	（略）	（略）			

	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	
	金融機関	金融機関等	
第六十四条の二第五項	救済金融機関	金融機関等	
	金融機関を	金融機関等を	
	救済銀行持株会社等	特定持株会社等	
第六十四条の二第六項第一号イ、ロ及びハ	優先株式等	特定優先株式等	
第六十四条の二第六項第二号	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等	

	（略）	（略）	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	

	第六十七条第一項	適格性の認定等を	救済金融機関	適格性の認定等に	適格性の認定等	救済金融機関
定める株式等	定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等	特定適格性認定等（第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等をいう。以下この条において同じ。）を	金融機関等又は特定持株会社等	特定適格性認定等に	特定適格性認定等	金融機関等又は特定持株会社等

	第六十七条第一項	救済金融機関	金融機関等又は特定持株会社等	第六十七条第二項	救済金融機関	金融機関等又は特定持株会社等
（略）	（略）					
				、同項	、前項	

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法

	破綻金融機関	特定破綻金融機関等		
第六十八条の二第一項	取得優先株式等	第百二十六条の三十二第四項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等		
第六十八条の二第二項	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等		
第六十八条の三第一項	取得優先株式等	取得特定優先株式等		
	第六十四条の二第六項	第百二十六条の三十二第四項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項		
	取得貸付債権	取得特定貸付債権		

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法

	（略）	（略）		
	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

の規定の読替え）

第二十九条の四十　法第百二十六条の三十八第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、特定再承継（同条第二項に規定する特定再承継をいう。）のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）について、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条第二項	前条第一項	第百二十六条の二十九第一項
	第五十九条第一項又は第五十九条の二第	第百二十六条の三十八第一項

の規定の読替え）

第二十九条の四十　法第百二十六条の三十八第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、特定再承継（同条第二項に規定する特定再承継をいう。）のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）について、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

	第六十二条第五項	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	第六十四条第四項	資金援助	特定資金援助
		金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	第六十四条第五項	資金援助	特定資金援助
		金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
		合併等	特定再承継
	第六十四条の二第二項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
		救済金融機関又は救済銀行持株会社等	特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等

	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

	合併等	特定再承継	（略）	（略）	（略）						
第六十四条の二第三項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	（略）	（略）	（略）						
	資金援助	特定資金援助	（略）	（略）	（略）						
第六十四条の二第四項	合併等	特定再承継	（略）	（略）	（略）						
	同条第二項第二号	第百二十六条の三十八第二項第二号	（略）	（略）	（略）						
	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	（略）	（略）	（略）						
	金融機関	金融機関等	（略）	（略）	（略）						
第六十四条の二第五項	救済金融機関	特定再承継金融機関等	（略）	（略）	（略）						
	金融機関を	金融機関等を	（略）	（略）	（略）						
	救済銀行持株会社等	特定再承継特定持株会	（略）	（略）	（略）						

	第六十四条の二第六項第一号イ、ロ及びハ	優先株式等	特定優先株式等	社等	第六十四条の二第六項第二号	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
					定める株式等	定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等			
	第六十五条	合併等	特定再承継		第六十六条第一項	若しくは議決	、議決若しくは決定	金融機関又は銀行持株会社等に	金融機関等又は特定持株会社等に
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第六十六条第三項第二号	第八十七条	第百二十六条の十三		
第六十七条第一項	適格性の認定等を	第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は第百二十六条の三十八第六項のあつせんを		
	適格性の認定等に	認定又はあつせんに		
第六十七条第二項	適格性の認定等	第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は第百二十六条の三十八第六項のあつせん		
第六十七条第三項	破綻金融機関	特定承継金融機関等		

（略）	（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	
第六十七条第二項及び第六十八条				
（略）				
（略）				
（新設）				

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十八条	適格性の認定等	第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は第百二十六条の三十八第六項のあつせん
第六十八条の二第一項	取得優先株式等	第百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等
第六十八条の二第二項	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十八条の三第一項	取得優先株式等	取得特定優先株式等
	第六十四条の二第六項	第百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項

（新設）		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）

取得貸付債権 取得特定貸付債権	（事業譲渡等における債権者保護手続の特例により変更することができる契約の条項） 第三十条の二　法第百三十一条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　預金等に係る金利（利率その他第六条の四に規定するものをいう。） 二　預金等に係る契約の期間 三　預金等に係る利息等（第六条の二第一項各号に掲げるものをいう。）の額の計算方法 （法第百三十一条の二第三項の政令で定める期間） 第三十条の三　法第百三十一条の二第三項に規定する政令で定める期間は、一月とする。 （課税の特例を受ける者の範囲等） 第三十三条の三　法第百三十五条第四項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取得とする。 一　金融機関（法第百二条第一項第一号に掲げるものに限る。）又	（新設） （新設） （新設）
（略）		（略）

は銀行持株会社等（法第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において「対象銀行持株会社等」という。）　次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　第一号措置を行うべき旨の法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け

ロ　当該対象銀行持株会社等（法第百八条の二第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百五条第三項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた機構による株式の取得

二　法第百五条第三項に規定する対象子会社　法第百七条第三項の規定により行われる対象銀行持株会社等による株式の引受け

三　金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができないものを除く。）　次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の法第百二十六条の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け

ロ　当該金融機関等（法第百二十六条の二十五第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百二十六条の二十二第五項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められ

ているものに限る。）により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた機構による株式の取得

四　対象子法人等　法第百二十六条の二十二第七項において読み替えて準用する法第百七条第三項の規定により行われる金融機関等による株式の引受け

（都道府県知事への通知）

第三十八条　金融庁長官及び厚生労働大臣（第四号にあつては、内閣総理大臣）は、労働金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一　法第五十九条第六項（法第五十九条の二第三項（法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項、第百一条第五項、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項（法第百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第百一条第七項、第百十八条第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項及び第三項（これらの規定を法第百一条第七項、第百十

（都道府県知事への通知）

第三十八条　（略）

八条第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第百八条第二項、第百二十六条の二十四第二項並びに第百二十六条の二十八第七項（法第百二十六条の三十一及び第百二十六条の三十二第四項において準用する法第五十九条の二第三項、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告

二　法第七十四条第二項及び第五項の規定による申出

三　法第八十条、第百二十六条の三第五項及び第百二十六条の八の規定による報告又は資料若しくは計画の提出

四　法第百四条第一項及び第百二十六条の二十一第一項の規定による計画の提出

五　法第百五条第三項の規定による経営健全化計画の提出

六　法第百八条の三第三項の規定による経営健全化計画の提出

七　法第百二十六条の二十二第五項の規定による経営健全化計画の提出

八　法第百二十六条の二十六第三項の規定による経営健全化計画の提出

九　法第百三十六条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出

2　金融庁長官（第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。）

2　金融庁長官（第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。）

は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一　法第六十一条第一項（法第百一条第五項、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十九第一項（法第百二十六条の三十八第五項及び附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定

二　法第六十二条第一項、第百一条第六項、第百十八条第三項、第百二十六条の三十、第百二十六条の三十八第六項、附則第十五条の四第六項及び附則第十五条の四の二第六項の規定によるあっせん

三　法第六十七条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十九条第四項、第百一条第七項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第九十条ただし書、第百二十六条の十ただし書並びに第百二十六条の十二第一項ただし書の規定による承認

四　法第七十一条第一項の規定による認可

五　法第百五条第四項及び第百二十六条の二十二第六項の規定による決定

六　法第百八条の三第一項及び第百二十六条の二十六第一項の規定による認可

は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一・二　（略）

三　法第六十七条第二項（法第六十九条第四項、第百一条第七項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第九十条ただし書、第百二十六条の十ただし書及び第百二十六条の十二第一項ただし書の規定による承認

四～六　（略）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十九条　法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第十一条の規定による認可

二　法第百二条第一項及び第百四条第八項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定

三　法第百二十六条の二第一項の規定による特定認定

四　法第百二条第三項及び第百二十六条の二第四項の規定による決定

五　法第百三条第一項、第百四条第二項、第四項及び第五項、第百五条第七項並びに第百六条第四項の規定による法第百二条第一項の認定の取消し

六　法第百二十六条の二十第一項、第百二十六条の二十一第二項、第四項及び第五項並びに第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第七項及び第百六条第四項の規定による法第百二十六条の二第一項の特定認定の取消し

七　法第百二条第二項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第三項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十九条　法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　法第百二条第二項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第三項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定

により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

八　法第百二条第五項及び第百二十六条の二第五項の規定による期限の設定

九　法第百二条第六項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第七項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

十　法第百二条第八項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第九項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

八　（略）

九　法第百二条第六項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第七項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

十　法第百二条第八項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第九項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

十一　法第百四条第一項及び第百二十六条の二十一第一項の規定による計画の受理

十二　法第百四条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十一第六項（第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

十三　法第百三十七条の三第一項の規定による決定並びに同条第四項の規定による通知及び公告

附　則

第二条の十二　法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等、同条第一項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいい、同条第七項において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の二第二項に規定する

十一　（略）

十二　法第百四条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十一第六項（第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

十三　（略）

附　則

第二条の十二　法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等、同条第一項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいい、同条第七項において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の二第二項に規定する

会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持株会社等」とあるのは「、銀行持株会社等又は承継協定銀行（承継協定銀行にあつては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、法第六十四条第一項中「第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、法第六十五条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、「第六十二条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第六項」と、法第六十六条第一項中「合併、」とあるのは「吸収分割、合併、」と、同条第三項第一号中「合併又は」とあるのは「合併、吸収分割又は」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」とあるのは「認定又はあつせんに」と、同条第二項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項に

会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持株会社等」とあるのは「、銀行持株会社等又は承継協定銀行（承継協定銀行にあつては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。）」と、法第六十四条第一項中「第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、法第六十五条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、「第六十二条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第六項」と、法第六十六条第一項中「合併、」とあるのは「吸収分割、合併、」と、同条第三項第一号中「合併又は」とあるのは「合併、吸収分割又は」と読み替えるものとする。

おいて準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に係る業務の継続の特例に係る承認の申請の規定の準用）

第二条の十二の四　第二十九条の二十四の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十七条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十四第一項中「特定救済金融機関等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。次項、第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）」とあるのは「特定再承継金融機関等（法第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二条の十二の七　法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下

（特定再承継金融機関等に係る業務の継続の承認申請の規定の準用）

第二条の十二の四　第二十九条の二十四の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十四中「特定救済金融機関等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）」とあるのは、「特定再承継金融機関等（法第百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。）」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二条の十二の七　法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下

この条において同じ。）、法附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は法附則第十五条の四の二第七項に規定する特定再承継特定持株会社等について、同項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項」と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の四の二第一項」と、同条第五項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十四条第四項及び第五項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、法第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等」と、「合併等」とあるのは「特定再承継」と、同条第三項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「同条第二項第二号又は第六号」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号」と、「優先株式等の引受け等」とあるの

この条において同じ。）、法附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は法附則第十五条の四の二第七項に規定する特定再承継特定持株会社等について、同項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項」と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の四の二第一項」と、同条第五項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十四条第四項及び第五項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、法第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等」と、「合併等」とあるのは「特定再承継」と、同条第三項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「同条第二項第二号又は第六号」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号」と、「優先株式等の引受け等」とあるの

は「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関」とあるのは「金融機関等」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、「合併又は新設分割」とあるのは「合併」と、「金融機関を」とあるのは「金融機関等を」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項第一号イ、ロ及びハ中「優先株式等」とあるのは「特定優先株式等」と、同項第二号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、「定める株式等」とあるのは「定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「金融機関又は銀行持株会社等に」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等に」と、法第六十六条第一項中「若しくは議決」とあるのは「、議決若しくは決定」と、同条第三項第二号中「第八十七条」とあるのは「第百二十六条の十三」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」とあるのは「認定又はあつせんに」と、同条第二項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附

は「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関」とあるのは「金融機関等」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、「合併又は新設分割」とあるのは「合併」と、「金融機関を」とあるのは「金融機関等を」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項第一号イ、ロ及びハ中「優先株式等」とあるのは「特定優先株式等」と、同項第二号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、「定める株式等」とあるのは「定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「金融機関又は銀行持株会社等に」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等に」と、法第六十六条第一項中「若しくは議決」とあるのは「、議決若しくは決定」と、同条第三項第二号中「第八十七条」とあるのは「第百二十六条の十三」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」とあるのは「認定又はあつせんに」と、同条第二項及び第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、法第六十八条の二第一項中「取得優先株式等」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読

則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、法第六十八条の二第一項中「取得優先株式等」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする。

み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする。

十　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

改正案	現行
別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四　（略） 五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係る役務の提供及び同法附則第三条の三第一項に規定する外国投資運用業者が行う同条第五項に規定する移行期間特例業務に係る特	別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四　（略） 五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供及び同法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係る役務の提供

定権利の販売又は役務の提供

六～五十一　（略）

六～五十一　（略）

十一　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案	現行
（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条　法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手	（銀行法を準用する場合の読替え） 第五条　法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手

続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の二第一項	第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章	第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条（第四号を除く。）、第五十七条の六、第五十七条の七第二項並びに長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の

続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

		第三条の二第二項	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項	二から第十六条の二の三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで
		第七条の二第三項	銀行法、この法律	長期信用銀行法（同法第十七条において準用する銀行法を含む。）、この法律	
		第九条	銀行業	長期信用銀行の業務	
	第十二条の二第一項	定期積金等	定期積金		
	第十三条の四		長期信用銀行法第十七条の二		

		（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	預金者等の保護	預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護	第十二条の二第二項、第十三条の三	第十三条の四	長期信用銀行法第十七条の二
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	第十三条の三の二第一項	銀行業	長期信用銀行の業務	（略）	（略）
	第十三条の三の二第三項	総株主等の議決権	総株主又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）	（略）	（略）
	第十四条の二第二号	、第三章及び第四章	並びに第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第四項並びに第二十六条	（略）	（略）

第十六条の四第一項	第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十六号	特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十三号、第十五号及び第十六号	
第十六条の四第二項	株式等	特例持株会社（	持株会社（同条第一項に規定する子会社対象会社を子会社としている会社であつて、	株式又は持分	
第十六条の四第四項第一号	第十六条の二第四項			長期信用銀行法第十三条の二第六項	

第十六条の四第一項	第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号まで	特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）	長期信用銀行法第十三条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号まで	
（略）	（略）			（略）	
第十六条の四第四項第一号	第十六条の二第七項			長期信用銀行法第十三条の二第九項	

	第十六条の四第四項第四号	第四条第一項	子会社対象銀行等	長期信用銀行法第四条第一項	同項に規定する子会社対象銀行等
	第十六条の四第七項	第十六条の二第一項第十二号	特定子会社	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号	特定子会社（同項第十二号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）
	第十六条の四第八項	第十六条の二第一項第十四号		長期信用銀行法第十三条の二第一項第十四号	
	第十六条の四第九項	第二条第十一項		長期信用銀行法第十三条の二第三項	
	第二十一条第七項	預金者		長期信用銀行債の権利者、預金者	

	（略）	第十六条の四第七項			
	（略）	（略）	特定子会社	（略）	
	（略）	第十六条の四第八項	第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二	（略）	
	（略）	（略）	特定子会社（同号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）	（略）	
	（略）	（略）	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二	（略）	

第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項	（略）
第二十七条、第二十八条	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項	（略）
第二十九条	預金者等	長期信用銀行債の権利者、預金者又は定期積金の積金者	（略）
第三十条第一項	以下この章	第三十二条	（略）
第三十条第四項	以下この章	以下この項	（略）
第三十二条	銀行業	長期信用銀行の業務	（略）
	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項	（略）
第三十四条第一項、第三十五条	預金者等	長期信用銀行債の権利者、預金者又は定期積	（略）

第一項	第三十七条第一項第一号	銀行業	金の積金者	長期信用銀行法第六条第一項各号に掲げる業務	（略）	（略）	（略）
	第三十七条第三項、第四十条、第四十一条本文	第四条第一項		長期信用銀行法第四条第一項	（略）	（略）	（略）
	第四十一条第一号	銀行業		長期信用銀行の業務	（略）	（略）	（略）
	第四十二条、第四十四条第一項	第四条第一項		長期信用銀行法第四条第一項	（略）	（略）	（略）
	第四十四条第三項	清算をする銀行		清算をする長期信用銀行	（略）	（略）	（略）
		清算銀行		清算長期信用銀行	（略）	（略）	（略）
	第四十四条第四項	清算銀行		清算長期信用銀行	（略）	（略）	（略）

	銀行法、この法律	長期信用銀行法（同法第十七条において準用する銀行法を含む。）、この法律			
第四十五条第三項、第五項、第七項及び第八項	清算銀行	清算長期信用銀行			
第五十二条の二の三	第五十二条の二第一項若しくは第二項	長期信用銀行法第六条の三第一項若しくは第二項	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	同法	
第五十二条の二の四	第五十二条の二第一項若しくは第二項	長期信用銀行法第六条の三第一項若しくは第二項	貸金業法	同法	

	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第五十二条の二の六第二項	同項に	前項に	
第五十二条の二の九	所属外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。）を除く。）	長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行	
第五十二条の二の九第一項第三号	譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）	譲受け	
第五十二条の二の十	準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国	準用する	

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

	銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める		
第五十二条の三の見出し	銀行議決権保有届出書	長期信用銀行議決権保有届出書	
第五十二条の三第一項	前条第一項各号	長期信用銀行法第十六条の二第一項各号	
	議決権保有割合の	議決権保有割合（同項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の	
第五十二条の三第三項	銀行議決権保有届出書	長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する届出書（次条において「長期信用銀行議決権保有届出書」という	

		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）

			第五十二条の三第五項	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項		
	この節		第五十二条の四の見出し	銀行議決権保有届出書	長期信用銀行議決権保有届出書		
			第五十二条の四第一項	銀行、	長期信用銀行、銀行、		
		第五十二条の四第一項及び第二項	銀行議決権保有届出書	長期信用銀行議決権保有届出書			
		第五十二条の二の十一第一項	長期信用銀行法第十六条の二第一項				
			第五十二条の四	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三		

。）

			（略）	（略）	（略）		
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第四項	条の二第三項						
第五十二条の五	第五十二条の二の十一第一項	長期信用銀行法第十六条の二第一項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十二条の十三	第五十二条の十各号	長期信用銀行法第十六条の二の三各号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	第五十二条の九第一項又は第二項ただし書	同法第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	第五十四条第一項	同法第十九条第一項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十二条の十五第一項	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十二条の十五第二項	第五十二条の九第一項又は第二項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十二条の十	外国銀行主要株主	外国長期信用銀行主要	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

六の見出し	第五十二条の十六	外国銀行主要株主	この法律を適用する場合	この法律の規定	（削る）	第五十二条の二十一の三第一項
株主	外国長期信用銀行主要株主	長期信用銀行法を適用する場合（同法第十七条において銀行法を準用する場合を含む。）	長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）	（削る）	（削る）	銀行業
	（略）	（略）	（略）	（略）	第五十二条の二十一第二項	（略）
	（略）	（略）	（略）	第五十二条の二十三第一項各号	第五十二条の二十三の二第一項	（略）
	（略）	（略）	（略）	長期信用銀行法第十六条の四第一項各号	同法第十六条の四の二第一項	（略）

第五十二条の二十四第一項	第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号及び第十五号	長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号及び第十五号	特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）	株式等
			特例持株会社（	持株会社（同条第一項に規定する子会社対象会社を子会社としている会社であつて、	株式又は持分
			特例子会社対象会社	同法第十六条の四の二第十項に規定する特例子会社対象会社	

第五十二条の二十四第一項	第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の二から第十二号まで	長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十一号の二から第十二号まで	特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）	（略）
					（略）

十四第二項		第五十二条の二十四第四項第一号及び第二号	第五十二条の十七第一項	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項		
		第五十二条の二十四第四項第三号	特定持株会社	長期信用銀行法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社		
			第五十二条の十七第三項ただし書	同条第三項ただし書		
		第五十二条の二十四第四項第四号	第五十二条の二十三第三項	長期信用銀行法第十六条の四第三項		
			子会社対象銀行等	同項に規定する長期信用銀行等		
		第五十二条の二十四第七項	第五十二条の二十三第一項第十一号	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十一号		

		（略）	（略）	（略）		
		第五十二条の二十四第四項第四号	第五十二条の二十三第六項	（略）	（略）	（略）
		第五十二条の二十四第七項	（略）	（略）	（略）	（略）

	特定子会社	特定子会社（同項第十一号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）	第五十二条の二十四第八項	第五十二条の二十四第九項
	第五十二条の二十三第一項第十三号	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十三号	第五十二条の二十四第九項	第五十二条の二十五
	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項	第五十二条の二十七第一項、第五十二条の二十八第一項、第五十二条の二十九第一項及び第五項並びに第五十二条の三十三第一項及び第二項	以下この節
	預金者	長期信用銀行債の権利者、預金者		第五十二条の二十九第五項

	特定子会社	特定子会社（同号に規定する特定子会社をいう。次項において同じ。）	第五十二条の二十四第八項	（略）
	第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十一号又は第十一号の二	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

第五十二条の三十四第一項	第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書	（略）	（略）	（略）
第五十二条の三十四第二項	第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書	（略）	（略）	（略）
第五十二条の三十四第三項	第五十二条の九第二項	長期信用銀行法第十六条の二の二第二項	（略）	（略）	（略）
第五十二条の三十四第四項第一号及び第二号	第五十二条の十七第一項	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項	（略）	（略）	（略）
第五十二条の三十四第四項第三号	第五十二条の十七第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第三項ただし書	（略）	（略）	（略）
第五十二条の三十四第四項第四号	第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書	（略）	（略）	（略）

第五十二条の三十四の二第一項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項	（新設）	（新設）	（新設）
第五十二条の三十四の二第二項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項	（新設）	（新設）	（新設）
	その持株特定子会社	その持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この項において同じ。）	（新設）	（新設）	（新設）
	特例銀行業高度化等業務	特例長期信用銀行業高度化等業務（同条第六項に規定する特例長期信用銀行業高度化等業務をいう。）	（新設）	（新設）	（新設）
第五十二条の三十五第四項	第五十二条の十八第一項	長期信用銀行法第十六条の三	（略）	（略）	（略）
第五十二条の三十七第一項	前条第一項	長期信用銀行法第十六条の五第一項	（略）	（略）	（略）

	次条第一項及び第五十二条の四十二第四項	第五十二条の四十四第二項	第二条第十四項第一号	預金者等の保護	預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護	第五十二条の四十四第三項
	第五十二条の四十二第四項	長期信用銀行法第十六条の五第二項第一号	定期積金	定期積金の積金者	定期積金	長期信用銀行法第十七条の二
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第五十二条の五十六第一項第一号	第五十二条の三十八第一項各号	長期信用銀行法第十六条の六第一項各号	預金者等	預金者及び定期積金の
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

十第二項	第五十二条の六十一第二項	銀行等が前項		当該銀行等	第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで
積金者		長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条		当該長期信用銀行等	第三十八条	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二
		（略）				
		（略）		（略）	（略）	（略）
		（略）		（略）	（略）	（略）

	第五十六条（第十一号に係る部分に限る	第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

	。）並びに第五十七条の七第二項	及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項			
	第九章及び第十章	同法第二十三条の二から第二十七条まで及び第三十条から第三十二条まで			
第五十二条の六十一第三項	銀行等	長期信用銀行等	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十三第一項	前条第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十三第二項第一号	前条第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の八第一項第三号	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十三第二項第六号	前条第二項	長期信用銀行法第十六条の八第三項	（略）	（略）	（略）

第五十二条の六十五第一項	この法律	長期信用銀行法	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十六	他の法律	長期信用銀行法以外の法律	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十七第二項	前項第一号	長期信用銀行法第十六条の九第一号	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十七第三項	第一項第二号	長期信用銀行法第十六条の九第二号	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十七第四項	第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の九第三号	（略）	（略）	（略）
第五十二条の六十七第五項	第一項第四号	長期信用銀行法第十六条の九第四号	（略）	（略）	（略）
第五十二条の七十四第二項	第五十二条の六十二第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項	（略）	（略）	（略）
第五十二条の八	第五十二条の六十二	長期信用銀行法第十六	（略）	（略）	（略）

十二第二項第一号		第一項第五号から第七号までに掲げる要件（	条の八第一項第五号から第七号までに掲げる要件（			
		又は第五十二条の六十二第一項第五号	又は同法第十六条の八第一項第五号			
第五十二条の八十三第三項		他の法律	長期信用銀行法以外の法律	（略）	（略）	（略）
第五十二条の八十四第一項		、第五十二条の六十二第一項	、長期信用銀行法第十六条の八第一項	（略）	（略）	（略）
第五十二条の八十四第一項第一号		第五十二条の六十二第一項第二号	長期信用銀行法第十六条の八第一項第二号	（略）	（略）	（略）
第五十二条の八十四第一項第二号		第五十二条の六十二第一項の	長期信用銀行法第十六条の八第一項の	（略）	（略）	（略）
第五十二条の八十四第二項第一		第五十二条の六十二第一項第五号	長期信用銀行法第十六条の八第一項第五号	（略）	（略）	（略）

号					
第五十二条の八十四第三項	第五十二条の六十二第一項の	同法第十六条の八第一項の	第五十三条第一項第二号	第十六条の二第一項第十一号から第十四号まで	同条第四項
第五十二条の六十二第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号から第十四号まで	同条第六項		
第五十三条第一項第三号	又は子会社対象銀行等	又は長期信用銀行法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等			
第五十三条第一項第五号	この法律の規定	長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）			

（略）	（略）	（略）	第五十三条第一項第二号	第十六条の二第一項第十一号から第十二号の二まで	同条第七項
（略）	（略）	（略）			
第五十三条第一項第三号	第十六条の二第七項	長期信用銀行法第十三条の二第九項	同条第九項		
（略）	（略）	（略）			

第五十三条第二項第一号	第五十二条の九第一項	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項		
第五十三条第三項第一号	第五十二条の十七第一項	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項		
第五十三条第三項第三号	第五十二条の二十三第一項第十号から第十三号まで	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十号から第十三号まで		
第五十三条第三項第四号	又は子会社対象銀行等	又は長期信用銀行法第十六条の四第三項に規定する長期信用銀行等	当該子会社対象銀行等	当該長期信用銀行等
	特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社	特例子会社対象会社（同法第十六条の四の二第一項各号に掲げる会社をいう。）に該当する持株特定子会社（同		

（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）		
第五十三条第三項第三号	第五十二条の二十三第一項第十号から第十一号の二まで	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十号から第十一号の二まで		
第五十三条第三項第四号	第五十二条の二十三第六項	長期信用銀行法第十六条の四第六項	子会社対象銀行等	長期信用銀行等
	特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社	特例子会社対象会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この号において		

	法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。）	第五十二条の二十三の二第八項	同法第十六条の四の二第八項		
第五十三条第三項第七号			長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）	（略）	（略）
第五十三条第六項		第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項	（略）	（略）
第五十六条第二号及び第三号		第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項	（略）	（略）
第五十六条第五号		第五十二条の九第一項又は第二項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書	（略）	（略）
	同じ。）に該当する持株特定子会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。）			（略）	（略）

第五十六条第六号	第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書	（略）
第五十六条第九号	前条	長期信用銀行法第二十条	（略）
	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	同法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書	（略）
第五十六条第十九号	第五十二条の六十二第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項	（略）
第五十七条の二		長期信用銀行法（同法第十七条において準用する銀行法を含む。）	（略）
第五十七条の五第二号、第五十	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

七条の六第一号	第五十七条の六第二号	第十六条の二第四項	第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は	第五十七条の六第三号	第五十二条の九第四項	第五十二条の十七第五項	第四条第一項
	長期信用銀行法第十三条の二第六項		第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書又は同法第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは		長期信用銀行法第十六条の二の二第四項	長期信用銀行法第十六条の二の四第五項	長期信用銀行法第四条

	第五十七条の六第二号	第十六条の二第七項	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項まで	（略）	（略）	（略）
	長期信用銀行法第十三条の二第九項		第五十二条の三十五第一項から第三項まで、長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書	（略）	（略）	（略）

第四号		
第五十七条の六第五号	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書
	第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書

2　法第十七条において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二の十の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十三	第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）	長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）

2～4　（略）

	（略）	
	（略）	（略）
	（略）	（略）

	第五十二条の四十四第一項	銀行代理行為	外国銀行代理行為	）		
	第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称又は商号			
	第五十二条の四十四第一項第二号	第二条第十四項各号に規定する	長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務に係る			
	第五十二条の四十四第三項	第五十二条の四十五の二	長期信用銀行法第十七条の二			
		銀行代理行為	外国銀行代理行為			
	第五十二条の四十五第三号	有する者（次号において「密接関係者」という。）	有する者			

第五十二条の四十五第五号	所属銀行の業務	長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務

3　法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の六十一第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第二十四条	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項、次条第二項及び第五項
第五十二条の四十四第二項	第二条第十四項第一号	長期信用銀行法第十六条の五第二項第一号
第五十二条の四十四第三項	第五十二条の四十五の二	長期信用銀行法第十七条の二
第五十二条の五十六第二項	前項第三号から第五号までのいずれか	前項第四号又は第五号
第五十二条の五十九の見出し	所属銀行等	所属長期信用銀行等

4　法第十七条において銀行法第十二条の三の規定を準用する場合においては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の三第三項第二号及び第三号	第五十二条の六十二第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項

（銀行法施行令の準用）

第六条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行

（銀行法施行令の準用）

第六条　（略）

令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める

者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2　前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2　前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	法第二条第十三項	長期信用銀行法第十六条の四第一項
第四条第一項第一号ホ	法第二条第六項	長期信用銀行法第十七条において準用する法第十三条の三の二第三項
	同項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号
第四条第一項第一号リ	法第二条第八項	長期信用銀行法第十三条の二第二項
第四条第四項	法第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項
第四条第七項第二号	法第二条第九項	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項

読み替える施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第四条第一項第一号ホ	（略）	（略）
	同項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号イ
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

	同条第十項	同条第五項	
第四条の二第一項第十号	特定個人銀行主要株主	特定個人長期信用銀行主要株主	（略）
第四条の二第一項第十一号	法第二条第十六項	長期信用銀行法第十六条の五第三項	（略）
	同条第十五項	同項	（略）
第四条の二第一項第十三号	個人銀行代理業者	個人長期信用銀行代理業者	（略）
第四条の二の二第一項	法第二条第十四項	長期信用銀行法第十六条の五第二項	（略）
第四条の二の二第二項第一号	長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条の三	銀行法第二条第一項に規定する銀行	（略）

第二項第一号及び第十六条の八第一号において同じ。）			
第四条の二の二第四項第二号	第十六条の八各号	長期信用銀行法施行令第四条各号	
第七条	法第三十三条、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項	長期信用銀行法第十七条において準用する法第三十四条第一項	（略）
第八条第一項	法第四十三条第一項	長期信用銀行法第十六条第一項	（略）
第八条第二項	法第四十三条第二項	長期信用銀行法第十六条第二項	（略）
第十四条の七第一号	法第五十二条の二第一項	長期信用銀行法第六条の三第一項	（略）
第十五条、第十五条の二	法第五十二条の二の十一第一項	長期信用銀行法第十六条の二第一項	（略）

第十五条の三	法第五十二条の二の十一第一項第一号	長期信用銀行法第十六条の二第一項第一号	
	銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二の十一第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書	長期信用銀行法第十六条の二第一項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書	
第十五条の四	法第五十二条の九第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項第三号	
第十六条の二	法第五十二条の十七第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項第三号	

（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）

第六条の三　法第十七条の規定において長期信用銀行持株会社につい

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）

第六条の三　（略）

て銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合における同条において準用する同法第五十二条の十六の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の十六の見出し	外国銀行主要株主	長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社
第五十二条の十六	外国銀行主要株主	長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社
	この法律を適用する場合	長期信用銀行法を適用する場合（同法第十七条の規定により銀行法を準用する場合を含む。）
	この法律の規定	長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法を含む。）

2　法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（次項において「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条の三第二号	自己資本	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの
第二十五条第八号	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこれらに類する職にある者
第二十七条	取締役、執行役、会計参与若しくはその	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務

2　（略）

職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人	を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者
取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者

3　法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える銀行		

3　法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える銀行		

第五十二条の十九の見出し	取締役	取締役等	（略）	（略）	（略）
第五十二条の十九第一項	取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）	取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者	（略）	（略）	（略）
第五十二条の二十二第一項及び第五項	自己資本の純合計額	自己資本の純合計額又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	（略）	（略）	（略）
第五十二条の二十五、第五十二条の三十三第二項	自己資本	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	（略）	（略）	（略）
第五十二条の三十四第一項	定款	定款若しくはこれに準ずる定め	（略）	（略）	（略）
	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人	取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人若しくはこ		（略）	（略）

			れらに類する職にある者
第五十二条の三十四第二項	第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書
第五十二条の三十四第三項	第五十二条の九第二項	第五十二条の十七第一項	長期信用銀行法第十六条の二の二第二項
第五十二条の三十四第四項第一号及び第二号	第五十二条の十七第一項		長期信用銀行法第十六条の二の四第一項
第五十二条の三十四第四項第三号	第五十二条の十七第三項ただし書		長期信用銀行法第十六条の二の四第三項ただし書
第五十二条の三	第五十二条の十七第		長期信用銀行法第十六

	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

十四第四項第四号	一項又は第三項ただし書	条の二の四第一項又は第三項ただし書	
第五十二条の三十四の二第一項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項	（新設）
第五十二条の三十四の二第二項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項	（新設）
	その持株特定子会社	その持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この項において同じ。）	（新設）
	特例銀行業高度化等業務	特例長期信用銀行業高度化等業務（同条第六項に規定する特例長期信用銀行業高度化等業務をいう。）	（新設）
第五十三条第三項第一号	第五十二条の十七第一項	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項	（略）

第五十三条第三項第三号	第五十二条の二十三第一項第十号から第十三号まで	又は子会社対象銀行等	当該子会社対象銀行等	特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社
第五十三条第三項第四号	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十号から第十三号まで	又は長期信用銀行法第十六条の四第三項に規定する長期信用銀行等	当該長期信用銀行等	特例子会社対象会社（同法第十六条の四の二第一項各号に掲げる会社をいう。）に該当する持株特定子会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。）

第五十三条第三項第三号	第五十二条の二十三第一項第十号から第十一号の二まで	第五十二条の二十三第六項	子会社対象銀行等
第五十三条第三項第四号	長期信用銀行法第十六条の四第一項第十号から第十一号の二まで	長期信用銀行法第十六条の四第六項	長期信用銀行等

	第五十二条の二十三の二第八項	同法第十六条の四の二第八項	
第五十三条第三項第六号	資本金	資本金又は出資	
第五十三条第三項第七号	この法律の規定	長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）	
第五十三条第六項	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項	

	第五十三条第三項第六号	資本	資本又は出資
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

十二　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案	現行
（子金融機関等の範囲） 第三条の三　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者を除く。）とする。 一　当該信用協同組合等の子法人等 二　当該信用協同組合等の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。） 三　当該信用協同組合等のために法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。） 2　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一　信用協同組合等 二　第五条の四各号に掲げる者 三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者 四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者 五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に	（子金融機関等の範囲） 第三条の三　（略） 2　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一～三　（略） （新設） 四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法に

よつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前各号に掲げる者を除く。）

（財務局長等への権限の委任）

第七条　法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二　法第七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の

よつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前三号に掲げる者を除く。）

（財務局長等への権限の委任）

第七条　法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二～八　（略）

条件の付加及びこれの変更

三　第四条第二項第二号の規定による承認

四　法第七条の二及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五　銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

六　銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査

六の二　銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七　銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八　銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

2　前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（法第六条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外の者で当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものに

2・3　（略）

ついては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用協同組合の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

十三　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案	現行
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条の三　次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第一条の九において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　法第十三条第七項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。） 二　法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第一項 三　法第三十七条の六第四項 四　法第三十七条の六第七項 五　法第四十五条第三項 六　法第四十五条第七項 2　前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方	（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条の三　法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 2　（略）

法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3　法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十二条第一項	電磁的方法による	電磁的方法（労働金庫法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）による
第三百十二条第四項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

（新設）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第一条の九　法第四十九条第三項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え）

第四条の二　法第六十七条の規定において金庫の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「清算株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条	第四百八十九条第七	代表清算人

（新設）

（金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え）

第四条の二　法第六十七条の規定において金庫の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「清算株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

第一項	項各号に掲げる清算人	
第四百九十四条第二項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第四百九十六条第二項第四号	電磁的方法	電磁的方法（労働金庫法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。）
第四百九十七条第一項	次の各号に掲げる清算株式会社においては、清算人は、当該各号に定める	清算金庫においては、清算人は、第四百九十五条第二項の承認を受けた

（子金融機関等の範囲）

第五条の三　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を除く。）とする。

	（略）	
第四百九十六条第二項第四号	電磁的方法	電磁的方法（労働金庫法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。）
（略）	（略）	（略）

（子金融機関等の範囲）

第五条の三　（略）

一　当該金庫の子法人等
二　当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）
三　当該金庫のために法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。）

2　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
一　金庫
二　第四条の六各号に掲げる者
三　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者
四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者
五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前各号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）
第七条　法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第

2　銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
一～三　（略）
（新設）
四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前三号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）
第七条　法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第

四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し	営業	事業
第四条第四項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	公益上必要があると認めるときは

四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

	第一項	労働金庫法第六条	（略）	（略）	（略）
第十二条の二第一項	定期積金等	定期積金		（略）	（略）
	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二		（略）	（略）
	預金者等の	預金者又は定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の		（略）	（略）
第十二条の二第二項	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二		（略）	（略）
第十二条の三第一項第二号	銀行業務	金庫業務（労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務をいう。）		（略）	（略）
第十三条第二項	子会社（内閣府令で定める会社を除く。	子会社（労働金庫法第三十二条第五項に規定		（略）	（略）

	第十三条の二		
） する子会社をいう。以下同じ。）	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）	若しくは	とき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限る。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合におい
	子会社	又は	とき

	（略）		
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

	て、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき	第十三条の三		第十四条の見出し
		第十三条の四	親金融機関等若しくは子金融機関等	取締役等
		労働金庫法第九十四条の二	子金融機関等	理事

		（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）

第十四条第二項	会社法第三百六十五条第一項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項（競業及び利益相反取引の制限）の規定及び同法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項（取締役会の決議）	労働金庫法第三十七条の三第一項の規定による理事会の承認に対する同法第三十九条第一項	
第十四条の二第二号	第三章及び第四章	第十九条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条	
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

第二十一条第三項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第二十一条第四項	電磁的方法	電磁的方法（労働金庫法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。）	
第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項	
第三十四条第一項	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七条第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに	総会の決議（労働金庫法第六十二条第二項ただし書の規定により総会の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、理事会の決議）	

（略）	（略）	（略）	
第二十一条第四項	電磁的方法	電磁的方法（労働金庫法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。）	
（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	

事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	第三十四条第三項	第五十七条	同条各号	同項の各別の	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	決議又は決定
		労働金庫法第九十一条の四第一項	同項各号	第一項の各別の	総会又は理事会の決議	決議

	（略）				（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第三十五条第一項	第三十六条の見出し	第三十六条第一項
会社分割により事業の全部若しくは一部	会社分割又は事業	事業の全部又は
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

を承継させ、又は事業の全部若しくは	第三十六条第二項	第五十七条第一号	労働金庫法第九十一条の四第一項第一号		
	第三十七条第一項第一号	銀行業	金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）の事業の一部		
	第三十七条第三項	第二十七条	労働金庫法第九十五条第一項		
		同条	同条第一項		
	第四十四条第四項	銀行法	労働金庫法		
	第四十五条第七項第一号	会社法第四百七十五条第二号又は第三号	労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条第二号		

	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第四十五条第八項	会社法	労働金庫法第六十七条において準用する会社法	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十六条第一号	第二十七条	労働金庫法第九十五条第一項	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十六条第二号	第二十七条又は第二十八条	労働金庫法第九十五条	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	第四条第一項	同法第六条	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十六条第三号	第四十一条第四号	労働金庫法第三十条第一号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第五十七条の五第一号	、第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項	第二十七条又は第二十八条	第四条第一項
第五十七条の五第二号		第四条第一項	同法第六条

2　法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の三十七第一項第四号及び第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称

又は労働金庫法第九十五条第一項

労働金庫法第九十五条

同法第六条

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2　法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

第五十二条の四十四第二項	預金者等の	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の			
	定期積金等	定期積金			
第五十二条の五十一第二項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）			
	電磁的方法	電磁的方法（同法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。）			
第五十二条の五十九の見出し	所属銀行等	所属労働金庫等			
第五十二条の六十第一項	営業所	事務所			

（略）					
第五十二条の五十一第二項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）			
	電磁的方法	電磁的方法（同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。）			
（略）	（略）	（略）			
（略）	（略）	（略）			

第五十二条の六十第二項	預金者等	預金者又は定期積金の積金者
第五十二条の六十一第二項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第九十四条の二

3　法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合においては、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

3　法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合においては、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫

代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項、次条第二項及び第五項
第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称
第五十二条の四十四第二項	第二条第十四項第一号	労働金庫法第八十九条の三第二項第一号
	預金者等の	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の

代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第五十二条の四十四第三項	定期積金等	第五十二条の四十五の二	定期積金	労働金庫法第九十四条の二		
第五十二条の五十一第二項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）				
	電磁的方法	電磁的方法（同法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。）				
第五十二条の五十六第二項	前項第三号から第五号までのいずれか	前項第四号又は第五号				
第五十二条の五十九の見出し	所属銀行等	所属労働金庫等				
第五十二条の六十第一項	営業所	事務所				

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五十二条の五十一第二項	電磁的記録	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）				
	電磁的方法	電磁的方法（同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第五十二条の六十第二項	預金者等	預金者又は定期積金の積金者

4　法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ	労働金庫法	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第五十二条の六十一の二十五第二項	認定業務	認定業務（労働金庫法第八十九条の十に規定する認定業務をいう。以下同じ。）

5　法第九十四条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4・5　（略）

（略）	（略）	（略）

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十八第一項	商号	名称

十四　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）

改正案	現行
（子金融機関等の範囲） 第十条の二　法第十一条の十六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者を除く。）とする。 一　当該組合等の子法人等 二　当該組合等の関連法人等（第九条第三項に規定する関連法人等をいう。） 三　当該組合等のために特定信用事業代理業（法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。）を行う者（前二号に掲げる者を除く。） 四　当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合 2　法第十一条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一　第二十四条の二各号に掲げる者 二　前項第四号に掲げる者 三　特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条第五項に規定する	（子金融機関等の範囲） 第十条の二　（略） 2　法第十一条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一～三　（略）

特例業務届出者をいう。第十条の七第二項第三号において同じ。）

四　海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十条の七第二項第四号において同じ。）

五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第五号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項第五号及び第六号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

（子金融機関等の範囲）

第十条の七　法第十五条の十六第二項（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該組合等の子法人等

二　当該組合等の関連法人等

2　法第十五条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

（新設）

四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第四号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項第四号及び第五号において同じ。）及び前三号に掲げる者を除く。）

（子金融機関等の範囲）

第十条の七　（略）

2　法第十五条の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

二　少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）

三　特例業務届出者

四　海外投資家等特例業務届出者

五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。）

六　外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者（保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

3　第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として農林水産省令で定めるものをいう。この場合において、組合等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合等の子法人等とみなす。

4　第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合等（当該組合等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）とし

一～三　（略）

（新設）

四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）

五　（略）

3・4　（略）

て農林水産省令で定めるものをいう。

十五　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案	現行
（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第十三条の八　法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　当該保険会社の親法人等 二　当該保険会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。） 三　当該保険会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。） 四　当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第三十七条の九第一項第四号において「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。） イ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。） ロ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等	（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第十三条の八　（略）

2　法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　外国保険会社等

二　少額短期保険業者

三　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。第三十九条第二号において同じ。）

四　株式会社商工組合中央金庫

五　信用金庫連合会

六　労働金庫連合会

七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

八　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（事業）の事業を行う農業協同組合連合会

九　共済水産業協同組合連合会

十　金融商品取引法第六十三条第五項（適格機関投資家等特例業務）に規定する特例業務届出者

十一　金融商品取引法第六十三条の九第四項（海外投資家等特例業務の届出等）に規定する海外投資家等特例業務届出者

十二　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（保

2　法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～十　（略）

（新設）

十一・十二　（略）

険会社、銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

十三　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。）

イ　保険業

ロ　銀行法第二条第二項（定義）に規定する銀行業

ハ　金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

3　法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該保険会社の子法人等

二　当該保険会社の関連法人等

4　法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

（条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定）

第二十一条　法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第

3　（略）

4　法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。

（条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定）

第二十一条　法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第

二項、第九十八条第一項（第二号から第十五号までに係る部分に限る。）及び第三項から第九項まで、第九十九条、第百五条の二、第百十一条第一項及び第三項から第六項まで、第百十二条、第百十四条から第百十八条まで並びに第百二十条から第百二十二条までの規定並びに法第二百四条第一項（改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。）の規定とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第二十八条の二　法第百九十三条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国保険会社等の親法人等

二　当該外国保険会社等の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）

三　当該外国保険会社等の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）

四　当該外国保険会社等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号において「特定個人株主等」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ　当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法

二項、第九十八条第一項（第二号から第十四号までに係る部分に限る。）及び第三項から第九項まで、第九十九条、第百五条の二、第百十一条第一項及び第三項から第六項まで、第百十二条、第百十四条から第百十八条まで並びに第百二十条から第百二十二条までの規定並びに法第二百四条第一項（改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。）の規定とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第二十八条の二　（略）

人等を含む。）

ロ　当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2　法第百九十三条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる者とする。

3　法第百九十三条の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該外国保険会社等の子法人等

二　当該外国保険会社等の関連法人等

4　法第百九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第三十七条の九　法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該保険持株会社の親法人等

二　当該保険持株会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）

三　当該保険持株会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）

四　当該保険持株会社の特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合

2・3　（略）

4　法第百九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第三十七条の九　法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四　（略）

その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2　法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項各号に掲げる者とする。

3　法第二百七十一条の二十一の三第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該保険持株会社の子法人等

二　当該保険持株会社の関連法人等

4　法第二百七十一条の二十一の三第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

（少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十八条　長官権限のうち次に掲げるもの（少額短期保険業者（金融庁長官の指定する少額短期保険業者を除く。）に係るものに限る。）は、少額短期保険業者の本店等（本店又は主たる事務所をいう。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該

2　法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項各号に掲げる者とする。

3　法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

4　法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。

（少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十八条　（略）

所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第十七条の二第三項、第五十五条の二第五項、第五十七条第五項、第八十条第一項、第九十六条の十第一項及び第百五十三条第一項の規定による認可

二　法第百六十七条第一項の規定による認可（保険会社を当事者としない合併に係るものに限る。）

三　法第百七十三条の六第一項の規定による認可（保険会社を当事者としない会社分割に係るものに限る。）

四　法第百七十四条第一項及び第四項の規定による清算人の選任

五　法第百七十四条第八項の規定による届出の受理

六　法第百七十四条第九項の規定による清算人の解任及び選任

七　法第百七十四条第十二項の規定による登記の嘱託

八　法第百七十五条第二項の規定による決定

九　法第百七十六条の規定による書類の受理

十　法第百七十八条において読み替えて適用する会社法第五百条第二項（法第百八十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による許可

十一　法第百七十九条第一項の規定による命令

十二　法第百八十二条第六項の規定による認可

十三　法第二百四十一条第一項の規定による命令

十四　法第二百四十一条第三項の規定による申出の受理

十五　法第二百四十二条第二項の規定による保険管理人の選任
十六　法第二百四十二条第三項の規定による命令
十七　法第二百四十二条第四項の規定による保険管理人の選任及び解任
十八　法第二百四十二条第五項の規定による通知及び公告
十九　法第二百四十四条第一項（法第二百四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び登記の嘱託
二十　法第二百四十五条の規定による認可
二十一　法第二百四十六条の規定による命令
二十二　法第二百四十六条の二の規定による報告の受理
二十三　法第二百四十七条第一項及び第五項の規定による命令
二十四　法第二百四十七条第二項及び第四項の規定による承認
二十五　法第二百四十七条の五第一項の規定による承認
二十六　法第二百四十八条第一項の規定による取消し
二十七　法第二百五十条第五項、第二百五十四条第四項及び第二百五十五条の二第三項の規定による認可
二十八　法第二百七十一条第二項の規定による意見の陳述
二十九　法第二百七十三条第一項第五号の規定による承認

2　長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者（法第二百七十二条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第二百七十二条の二第一項の規定による登録申請書の受理

2　（略）

二　法第二百七十二条の三第一項及び第二百七十二条の七第二項の規定による登録
三　法第二百七十二条の三第二項の規定による公衆への縦覧
四　法第二百七十二条の四第一項の規定による登録の拒否

3　長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
一　法第二百七十二条の五第二項及び第四項の規定による命令
二　法第二百七十二条の五第三項、第五項及び第八項の規定による届出の受理
三　法第二百七十二条の六第一項の規定による承認
四　法第二百七十二条の六第二項の規定による命令
五　法第二百七十二条の七第一項の規定による届出の受理
六　法第二百七十二条の十第一項、第二百七十二条の十一第二項、第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三ただし書及び第二百七十二条の十四第二項の規定による承認
七　法第二百七十二条の十六第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する法第百十条第二項の規定による報告書等の受理
八　法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項及び第二項の規定による認可

3　長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
一～五　（略）
六　法第二百七十二条の十第一項、第二百七十二条の十一第二項、第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三及び第二百七十二条の十四第二項の規定による承認
七～二十八　（略）

九　法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十条第三項の規定による届出の受理
十　法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十一条第二項の規定による意見書の写しの受理
十一　法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十一条第三項の規定による意見の聴取
十二　法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十二条の規定による命令
十三　法第二百七十二条の十九第一項の規定による届出の受理
十四　法第二百七十二条の二十第二項及び第三項の規定による通知
十五　法第二百七十二条の二十第四項の規定による命令
十六　法第二百七十二条の二十一第一項の規定による届出の受理
十七　法第二百七十二条の二十二第一項（法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
十八　法第二百七十二条の二十三第一項（法第百七十九条第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査
十九　法第二百七十二条の二十四第一項及び第二項並びに第二百七十二条の二十五第一項の規定による命令
二十　法第二百七十二条の二十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令及び登録の取消し
二十一　法第二百七十二条の二十六第二項の規定による命令

二十二　法第二百七十二条の二十七の規定による登録の取消し

二十三　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可（保険会社（外国保険会社等を含む。次号において同じ。）を移転先会社（法第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。）とする保険契約の移転に係るものを除く。）

二十四　法第二百七十二条の三十第一項において準用する法第百四十二条の規定による認可（保険会社を当事者としない事業の譲渡又は譲受けに係るものに限る。）

二十五　法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第一項及び第百四十九条第二項の規定による認可（保険会社（外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く。）を含む。）を受託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。）とする業務及び財産の管理の委託に係るものを除く。）

二十六　第三十八条の五第三号及び第三十八条の八第一項第三号の規定による承認

二十七　第三十八条の六の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

二十八　第三十八条の七及び同条第五項において準用する第三十八条の六の規定による申立ての受理、公示、通知、承認、調査、意見を述べる機会の付与及び配当表の作成

4　前項第十七号及び第十八号に規定する権限で営業所等（少額短期

4～10　（略）

保険業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は少額短期保険業者の子法人等（法第二百七十二条の二十二第二項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5　前項の規定により、少額短期保険業者の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該少額短期保険業者の本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

6　長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第二百七十二条の三十一第一項及び第二項ただし書の規定に

よる承認

二　法第二百七十二条の三十一第三項の規定による届出の受理

三　法第二百七十二条の三十二第一項の規定による承認申請書の受理

四　法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出の受理

五　法第二百七十二条の四十三において準用する法第二百七十一条の三十三第一項第一号の規定による承認

7　長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第二百七十二条の三十一第四項の規定による命令

二　法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十一条の十二の規定による報告及び資料の提出の命令

三　法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十一条の十三第一項の規定による質問及び立入検査

四　法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十一条の十四の規定による命令

五　法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十一条の十六第一項の規定による命令及び承認の取消し

8　前項第二号及び第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長

又は福岡財務支局長のほか、少額短期保険主要株主の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

9　第七項第二号及び第三号に規定する権限で少額短期保険主要株主の従たる事務所等に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

10　少額短期保険主要株主（少額短期保険主要株主であった者を含み、外国人又は外国法人であるものに限る。以下この項において同じ。）で国内に事務所その他の施設を有するものについては国内における主たる事務所等を主たる事務所等と、少額短期保険主要株主で国内に事務所その他の施設を有しないものについては主たる事務所等が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

11　長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第二百七十二条の三十五第一項及び第三項ただし書の規定による承認

二　法第二百七十二条の三十五第二項及び第四項の規定による届出の受理

11　長官権限のうち次に掲げるものは、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一～三　（略）

三　法第二百七十二条の三十六第一項の規定による承認申請書の受理

四　法第二百七十二条の三十八の二第二項本文の規定による承認

五　法第二百七十二条の三十九第一項及び第四項ただし書の規定による承認

六　法第二百七十二条の三十九第二項の規定による申請書の受理

七　法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出の受理

八　法第二百七十二条の四十三において準用する法第二百七十一条の三十三第二項第一号の規定による承認

九　第三十八条の十五本文の規定による届出の受理及び同条ただし書の規定による承認

12　長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第二百七十二条の三十五第五項の規定による命令

二　法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書等の受理

三　法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の二十七の規定による報告及び資料の提出の命令

四　法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十

（新設）

四～八　（略）

12～16　（略）

一条の二十八第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

五　法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の二十九第一項及び第二項の規定による命令

六　法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の三十第一項及び第四項の規定による命令及び承認の取消し

13　前項第三号及び第四号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、少額短期保険持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

14　第十二項第三号及び第四号に規定する権限で支店等（少額短期保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は少額短期保険持株会社の子法人等（法第二百七十二条の四十第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

15　少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社で国内に事務

所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

16　金融庁長官は、第一項、第三項、第七項及び第十二項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十九条　長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第百二十七条第一項第八号、第二百九条第九号、第二百三十四条第八号及び第二百七十二条の二十一第一項第六号の規定による届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）のうち内閣府令で定めるものの受理

二　法第二百七十六条、第二百七十八条第一項及び第二百八十条第二項の規定による登録並びに法第二百七十九条第一項の規定による登録の拒否

三　法第二百七十七条第一項及び第三百四条の規定による書類の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理

四　法第二百七十八条第一項の規定による生命保険募集人登録簿、

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十九条　長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

損害保険代理店登録簿及び少額短期保険募集人登録簿の備付け

五　法第二百七十八条第二項、第二百七十九条第二項及び第四項、第二百八十条第二項並びに第三百八条第二項の規定による通知

六　法第二百七十九条第二項の規定による証拠の提出の機会の付与

七　法第三百五条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

八　法第三百六条の規定による命令

九　法第三百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十　法第三百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し

十一　法第三百八条第一項の規定による登録の抹消

2　長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第二百八十六条、第二百八十八条第一項及び第二百九十条第二項の規定による登録並びに法第二百八十九条第一項の規定による登録の拒否

二　法第二百八十七条第一項及び第三百四条の規定による書類の受理並びに法第二百九十条第一項、第二百九十一条第三項、第五項及び第八項並びに第三百二条の規定による届出の受理

六　法第二百七十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取

七～十一　（略）

2　長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

三　法第二百八十八条第一項の規定による保険仲立人登録簿の備付け

四　法第二百八十八条第二項並びに第二百八十九条第二項及び第四項の規定による通知

五　法第二百八十八条第三項の規定による公衆への縦覧

六　法第二百八十九条第二項の規定による証拠の提出の機会の付与

七　法第二百九十一条第四項及び第二百九十二条第二項の規定による供託の命令

八　法第二百九十一条第十項及び第二百九十二条第一項の規定による承認

九　法第二百九十一条第十一項の規定による指定

十　法第三百五条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

十一　法第三百六条の規定による命令

十二　法第三百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十三　法第三百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し

十四　法第三百八条第一項の規定による登録の抹消

3　第一項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で営業所等（特定保険募集人若しくは保険仲立人（以下この項及び次項において「特定保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所又は特定保険募集人等と保険募集の業務に関して取引する者（その

六　法第二百八十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取

七～十四　（略）

3～6　（略）

施設を含む。）若しくは特定保険募集人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該特定保険募集人等と保険募集の業務に関して取引する者又は当該特定保険募集人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4　前項の規定により、特定保険募集人等の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定保険募集人等の主たる事務所又は当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

5　前各項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限及び第二項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

6　金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする

十六　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

改正案	現行
附則 （信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係） 第十二条　法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の規定を適用する場合においては、同法第七十二条第四項中「第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第二十六条第一項」とする。 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係） 第十三条　法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第六項から第十一項まで、第十四項及び第十五項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。 ２　法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第十六条の二第十二項、第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一	附則 （信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係） 第十二条　法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の規定を適用する場合においては、同法第七十二条第七項中「第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第二十六条第一項」とする。 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係） 第十三条　法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。 ２　法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、

項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第十六条の二第十三項及び第十六項、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号、第五十七条の六並びに第六十五条第六号を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十三条の四	内閣府令で定めるものを	主務省令で定めるものを
	同法第三十四条中	これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十四条中

第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）

	第十六条の二第一項	、内閣府令	、主務省令	第十六条の二第一項第一号	第十六条の二第一項第十一号	第十六条の二第一項第十一号ロ
	次に掲げる会社（第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号又は第十一号から第十六号までに掲げる会社（国内の会社に限る。	、次に掲げる会社（	、主務省令	銀行	から第二号の二まで及び第七号	、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社
			第十一号ロに規定する信託兼営銀行		及び第二号の二	及び証券仲介専門会社
			当該			当該銀行が保険会社、少額短期保険業者

	第十六条の二第一項	（略）	（略）	第十六条の二第一項第一号	第十六条の二第一項第十一号	第十六条の二第一項第十一号ハ
	次に掲げる会社（第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号に掲げる会社（国内の会社に限る。	（略）	（略）	銀行	から第二号の二まで及び第七号	次に
			次項第八号イに規定する信託兼営銀行		及び第二号の二	ハ、ホ又はトに
						もの（イに掲げるものを除く。）

及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該					
、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社	及び信託専門会社	（削る）	（削る）	（削る）	第十六条の二第一項第十五号
		（削る）	（削る）	（削る）	第十六条の二第一項第十六号
		第十六条の二第一項第十一号ホ	第十六条の二第一項第十一号ト	第十六条の二第一項第十三号	（略）
		イ、ロ及びハ	イ、ハ及びニ	前各号及び次号	（略）
		ハ	ハ	第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号及び第十一号から第十二号の二まで	（略）

第十六条の二第	銀行又は前項第二号	特定承継会社（農林中
一項第十五号	営む会社	営む会社として主務省令で定める会社

二項第一号		第十六条の二第二項第二号	（削る）
から第十号まで		、保険業又は	（削る）
央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号		又は	（削る）

		（略）	第十六条の二第二項第六号イ	第十六条の二第二項第六号ロ
		（略）	、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社	前項第十三号又は第十四号
		（略）	又は証券仲介専門会社	前項第十三号

（削る）	（削る）	（削る）	第十六条の二第四項
、第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号、第十五号又は第十六号	から第十一号まで又は第十五号から第十七号まで	又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定	第十六条の二第十二項
第一項	第一項、第六項、第七項及び前項		第一項第十二号
同項第十二号			

第十六条の二第二項第八号ロ	第十六条の二第二項第八号ハ	第十六条の二第七項	
信託専門会社又は信託業を営む外国の会社	前項第十三号又は第十四号	から第十一号まで又は第十二号の三から第十四号まで	とき（第一項第十二号の三に掲げる会社
信託専門会社	前項第十三号	、第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号又は第十三号	とき

第十六条の二第十二項ただし書		
（当該銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国		
が当該		

第十六条の二第八項		にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）
子会社（第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該	まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）	
子会社	まで	

特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該		第十六条の二第十三項	
	第一項各号	第一項各号（第二号、第五号、第五号の二、第七号から第十号まで及び第十七号を除く。）	とき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社（その業務により当該銀行又は当該同号に
			とき

銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）		第十六条の二第九項	
	第一項各号	第一項各号	
		第一項各号（第二号、第五号、第五号の二、第七号から第十号まで、第十二号の三及び第十四号を除く。）	

	掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするとき	第十六条の二第十六項	（内閣府令	第十六条の四第
			（第四項に規定する主務省令	、第二号の二から第四

		第十六条の二第十二項		第十六条の四第
		イ、ハ、ニ		及び第十二号の二か
		ハ		、第十二号の二及び第

一項						
	、特例持株会社（当該銀行が子会社としているものに限る。）並びに		百分の五	百分の十	並びに	号の二まで、第六号
第十六条の四第四項ただし書	認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）			認可		
第十六条の四第四項第四号	が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつた			について、農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の認可を受けた		
	その免許			その認可		
第十九条第一項	記載した当該事業年度の中間事業年度（			記載した		

一項						
			百分の五			ら第十三号まで
			（略）	（略）	（略）	十三号
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書及び	第十九条第二項	記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び	第二十条第一項	当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度
			記載した		当該事業年度

			（略）		（略）
			（略）		（略）
			（略）		（略）

第二十条第二項	中間貸借対照表等及び貸借対照表等	記載した当該事業年		（略）	
	貸借対照表等	記載した		（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）

	度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに		
第二十条第三項	中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等	貸借対照表等	
第二十条第四項	中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度	事業年度	（略）
第二十条第五項	中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結対照表等	貸借対照表等	（略）
第二十条第六項	中間事業年度経過後三月以内に中間貸借	事業年度	（略）
			（略）
			（略）
			（略）

	対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度	第二十一条第一項及び第二項	記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び	記載した	（略）
		第二十一条第三項から第五項まで	中間事業年度に係る説明書類及び事業年度	事業年度	（略）
		第二十六条第二項	内閣府令・財務省令	主務省令	（略）
		第二十七条及び第二十八条	第四条第一項の免許	農林中央金庫に対し、再編強化法附則第二十六条第一項の認可	（略）
		第三十一条	どうか	どうか及び再編強化法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当する	（略）
					（略）
					（略）

	第三十二条								第四十条
	銀行業を営む会社	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	第三十七条第一項第二号	金融機関の合併及び転換に関する法律第三条（合併）	第三十七条第三項	すること	第四条第一項の免許	認める	第四条第一項の内閣
かどうか	特定承継会社について	農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可	再編強化法附則第三十条第一項			することが必要であると認める特定承継会社	農林中央金庫に対する再編強化法附則第二十六条第一項の認可	認める場合における当該認可に係る	農林中央金庫に対する
	（略）		（略）		（略）				（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）		（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）		（略）	（略）	（略）

	総理大臣の免許を	再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可が					
第四十一条	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	農林中央金庫に対する再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第四十一条第一号	一　銀行業の全部を廃止したとき。	一　銀行業の全部を廃止したとき。 一の二　再編強化法附則第二十七条第一号に掲げる要件に該当しなくなったとき。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第四十一条第四号	免許	認可	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第四十二条	銀行が	農林中央金庫が	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣					

	当該免許	当該銀行	第四十一条第一号	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	内閣総理大臣は	当該免許
の認可	当該認可	当該認可に係る特定承継会社	第四十一条第一号又は第一号の二	農林中央金庫に対する再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可	主務大臣は	当該認可
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第四十三条第一項	第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し	第四十四条第一項
	（略）	（略）
	（略）	（略）

	第四十条の規定	
	（略）	
	（略）	

	第五十二条の十一	当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主	農林中央金庫
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

	第五十二条の十二第一項	当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主	農林中央金庫
		当該銀行主要株主	農林中央金庫
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

	第五十二条の十二三	銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準（当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている	特定承継会社が再編強化法附則第二十七条第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、農林中央金庫
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

場合にあつては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主			
	基準に適合させる	第五十二条の十四第一項	銀行主要株主（銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係
	特定承継会社がこれらの要件を満たす	農林中央金庫の業務又は財産の状況	

		（略）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	

						のある会社の財産の状況を含む。）
			第五十二条の十四第二項	、銀行主要株主	当該銀行主要株主に対し	
				当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行		
第五十二条の四十五の二	同法第三十七条の三第一項					
				、農林中央金庫	農林中央金庫に対し	
				特定承継会社		
		これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十七条の三第一項				
	、内閣府令	、主務省令				

				（略）		
				（略）	（略）	
				（略）	（略）	
	（略）	（略）				
	（略）	（略）				

第五十二条の七十三第三項第二号	銀行業務	銀行業務（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等又は農林中央金庫法第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務を含む。）	（略）	（略）	（略）
第五十三条第一項第八号	内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）	主務省令	（略）	（略）	（略）
第五十六条第二号及び第三号	第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可	（略）	（略）	（略）
第五十七条の四第一号	中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等	連結貸借対照表等	（略）	（略）	（略）

第五十七条の五	に対し	又は農林中央金庫に対し	（略）	（略）	（略）	（略）	
第五十七条の五第二号	第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可	（略）	（略）	（略）	（略）	
第五十七条の六	内閣府令・財務省令	主務省令	（略）	（略）	（略）	（略）	
第五十七条の六第一号	第四条第一項の規定による免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可	（略）	（略）	（略）	（略）	
第五十七条の六第四号	第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可	（略）	（略）	（略）	（略）	
第五十七条の七第二項	銀行主要株主	農林中央金庫	（略）	（略）	（略）	（略）	
第六十五条	第四条第一項の内閣総理大臣の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の主務大臣の認可	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	銀行主要株主（銀行	農林中央金庫の理事、					

主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）	第六十五条第六号	
経営管理委員、監事、支配人若しくは清算人	同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く 同条第四項に規定する主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ	とき若しくは同項第十五号に掲げる会社（同条第十三項に規 とき
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	

定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき		
、同号	、同条第一項第十五号となつたこと	
（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実		

3　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、同法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額及び同法第十四条の二各号に掲げる基準に関する同法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の十二第一項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。

3～9　（略）		

4　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第五十二条の十一、第五十二条の十二第一項、第五十二条の五十三、第五十二条の五十四第一項並びに第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

5　内閣総理大臣は、第三項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

6　農林水産大臣は、第四項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

7　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十三及び第五十二条の十四に規定する主務大臣の権限は、次の各号のいずれにも該当する場合には、第三項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

一　自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、特定承継会社が預金の払戻し及び定期積金の給付（次号において「預金の払戻し等」という。）を停止するおそれがあること。

二　特定承継会社が預金の払戻し等を停止した場合には、当該特定

承継会社が業務を行っている地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

8　内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

9　法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、同法第二十六条第二項、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六に規定する主務省令（同号に規定する主務省令にあっては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）

第十四条　法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）

二　小切手法（昭和八年法律第五十七号）

三　農業協同組合法

四　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第七十九条の七十二を除く。）

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）

第十四条　（略）

五　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）
六　水産業協同組合法
七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（第五十七条の三第一項及び第二項を除く。）
八　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（第二十九条第二号を除く。）
八の二　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
九　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）
十　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）
十一　住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）
十二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第八十条の二を除く。）
十三　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
十三の二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）
十四　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）
十五　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
十六　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）
十六の二　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）
十七　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。次項において「更生特例法」という。）
十八　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）
十九　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十

六号）
十九の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）
二十　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
二十一　偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）
二十二　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）
二十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
二十四　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）
二十五　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）
二十六　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）
二十七　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）
二十八　農業改良資金融通法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）
二十九　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）
三十　農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）
三十一　農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十

八号）

三十二　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

三十三　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）

三十四　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

三十五　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）

三十六　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第十五条の十三を除く。）

三十七　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）

三十八　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）

三十九　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）

四十　林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）

四十一　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

四十二　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）

四十三　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第十一条の二第一項を除く。）

四十四　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

四十五　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）
四十六　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）
四十七　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）
四十八　特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）
四十八の二　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）
四十九　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（第三十条第一項第五号ロを除く。）
五十　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第五条を除く。）
五十一　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）
五十二　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十三条の三、第二十五条、第三十二条、第三十八条の五及び第四十二条を除く。）
五十三　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）
五十四　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）

五十五　破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第四百四号）
五十六　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）
五十七　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（第四十四条第二号ロを除く。）
五十八　独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成十五年政令第三百四十四号）
五十九　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）
六十　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）
六十一　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）（第三十三条第一項の表農林水産大臣の権限の項を除く。）
六十二　電子記録債権法施行令（平成二十年政令第三百二十五号）
六十三　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第百八十三号）
六十四　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）
六十五　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）
六十六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）

２　法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用

２　法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用

については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
更生特例法第二条第七項	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等（	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「貯金保険法」という。）第二条第二項に規定する貯金等（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が

については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）

	更生特例法第二条第九項第一号	銀行、	再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社については、農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、	受け入れたものに限るものとし、	
	更生特例法第三百四十二条の表第百九十九条第二項第五号の項	協同組織金融機関	農林中央金庫		
	更生特例法第三百四十二条の表第二百六十一条第三項の項	信用金庫	農林中央金庫		
	更生特例法第三百四十三条第一項	合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併	再編強化法附則第三十条第一項の合併		
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	更生特例法第三百四十三条第一項第二号	協同組織金融機関	信用金庫	農林中央金庫	
	更生特例法第三百五十条第二項	合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条		再編強化法附則第三十条第二項の規定により適用する再編強化法第十二条及び第十二条の二	
	更生特例法第三百八十四条及び第三百九十条第一項	預金保険機構		農水産業協同組合貯金保険機構	
	更生特例法第三百九十一条第五項ただし書	預金保険法第五十八条第一項		貯金保険法第六十条第一項	

	（略）	（略）		（略）	
（略）	（略）	（略）		（略）	
（略）	（略）	（略）		（略）	

	更生特例法第四百二条第一項	預金保険法	同法第百二十七条第一項	支払対象預金等の払戻し	更生特例法第四百二条第二項	預金等	預金保険機構	更生特例法第四百六十一条第一項
同法								
貯金保険法		貯金保険法	貯金保険法第百十一条	支払対象貯金等の払戻し	預金等（貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。）	農水産業協同組合貯金保険機構	

	更生特例法第四百二条第一項	預金保険法	同法第百二十七条	預金等の払戻し	（略）	（略）
（略）						
（略）		貯金保険法	貯金保険法第百十一条	支払対象貯金等の払戻し	（略）	（略）

更生特例法第四百六十二条第五項ただし書	預金保険法第五十八条第一項	貯金保険法第六十条第一項			
同法	貯金保険法				
更生特例法第四百七十三条第一項	預金保険法	貯金保険法	同法第百二十七条第一項	貯金保険法第百十一条	支払対象預金等の払戻し
更生特例法第四百七十三条第二項	預金等	預金等（貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。）			
更生特例法第五百二条第一項	預金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構			

（略）	（略）	（略）			
更生特例法第四百七十三条第一項	預金保険法	貯金保険法	同法第百二十七条	貯金保険法第百十一条	預金等の払戻し
（略）	（略）	（略）			
（略）	（略）	（略）			

更生特例法第五百三条第六項ただし書	預金保険法第五十八条第一項	貯金保険法第六十条第一項			
同法	貯金保険法				
更生特例法第五百十三条第一項	預金保険法	同法第百二十七条第一項	貯金保険法第百十一条		
		支払対象預金等の払戻し	支払対象貯金等の払戻し		
更生特例法第五百十三条第二項	預金等	預金等（貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。）			
金融サービスの	もの	もの（農林中央金庫が			

（略）	（略）	（略）			
更生特例法第五百十三条第一項	預金保険法	同法第百二十七条	預金等の払戻し		
（略）	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）		

提供に関する法律第十五条第二号ニ⑵		農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。⑵及び第十七条第一項において「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項	銀行法その他政令で定める法律				
特定商取引に関する法律施行令別表第二第二十九号	同法第五十二条の四十二第一項		内閣総理大臣	同法第二条第十七項	内閣府令
再編強化法附則第二十七条第二号	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第五十二条の四十二第一項		農林水産大臣及び内閣総理大臣	銀行法第二条第十七項	農林水産省令・内閣府令
（略）	（略）				（略）
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
銀行法施行令第四条第一項第一号ロ、第二項第					

一号、第三項、第六項各号、第九項第二号及び第四号並びに第十二項第五号			
銀行法施行令第四条第十三項第四号	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官	
銀行法施行令第四条の二第一項第十一号	並びに当該銀行代理業者	及び当該特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条第三項第三号及び第四項第二号において同じ。）の農林中	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	

	銀行法施行令第四条の二第二項及び第三項	銀行法施行令第四条の二の二第三項第三号
	内閣府令	除く。）
央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号。次条第三項第三号及び第四項第二号において「再編強化法施行令」という。）附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合並びにこれら	農林水産省令・内閣府令	除く。）及び当該特定承継会社の再編強化法施行令附則第十七条において準用する再編強
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

	銀行法施行令第四条の二の二第四項第二号	掲げる者	化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合
	銀行法施行令第四条の三第一項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令
	銀行法施行令第四条の四第一項	同条第十二項に規定する内閣府令	再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する主務省令

	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

	、内閣府令	、農林水産省令・内閣府令	
銀行法施行令第四条の五第一項第一号及び第三号並びに第二項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令	
銀行法施行令第五条第二項各号	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官	
銀行法施行令第七条、第十六条の六の二第一項第一号及び第三号並びに第二項並びに第十六条の六の三第一項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令	
銀行法施行令第十六条の七第二項第二号	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官	

	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

銀行法施行令第十七条第二号	法第四条第一項の免許	再編強化法附則第二十六条第一項の認可	
銀行法施行令第十七条の二第一項第一号	第十三条の二ただし書	第十三条の二ただし書、第十六条の二第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第五項ただし書及び第十六項、第十六条の四第二項ただし書	会社分割（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十五号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法
		会社分割	

（略）	（略）	（略）	
銀行法施行令第十七条の二第一項第一号	第十三条の二ただし書	第十三条の二ただし書、第十六条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第八項ただし書、第十六条の四第二項ただし書	会社分割（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してそ
		会社分割	

		第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）
又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）	（農林中央金庫への譲渡を除く。）又は事業の一部の譲受け若しくは農業協同組合（農業協同組合法第七十条第一項の規定により同法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の権利義務を承継したものを除く。）からの再編強化法第二条第三項に規定する信用事業の全部の譲受け	

		の法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）
又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）	（農林中央金庫への譲渡を除く。）又は事業の一部の譲受け若しくは農業協同組合（農業協同組合法第七十条第一項の規定により同法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の権利義務を承継したものを除く。）からの再編強化法第二条第三項に規定する信用事業の全部の譲受け	

銀行法施行令第十七条の二の三第三項	銀行主要株主の主たる事務所等又は銀行主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行	農林中央金庫の主たる事務所等又は特定承継会社	
銀行法施行令第十七条の二の三第四項	銀行主要株主	農林中央金庫	
金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四）第十六条第十四号		（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）の認可	
金融機関等の更生手続の特例等	預金保険法施行令（昭和四十六年政令第	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に	

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）第二条	百十一号）第十五条に規定する預金等	よる信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。第四十五条第一項において「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条各号及び第九条各号に掲げる貯金等	
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令第四十五条第一項	合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併	再編強化法附則第三十条第一項の合併	（略）
	信用金庫	農林中央金庫	（略）
	合併転換法施行令第三十二条第一項第八号及び第九号	再編強化法附則第三十条第二項の規定により適用する農林中央金庫	（略）
			（略）
			（略）

	株式会社日本政策金融公庫法施行令第三十四条第一項第一号	資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十三条第二号
	内閣総理大臣	経過しない者
及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第五条第一項第三号及び第四号	農林水産大臣及び内閣総理大臣	経過しない者（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この号及び第二十一条第二号において「再編強化法」という。）附則第

	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

		資金決済に関する法律施行令第二十一条第二号
		経過しない者
三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。）	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第	

	（略）	
	（略）	
	（略）	

産業競争力強化法施行令第十三条第一号	内閣総理大臣	農林水産大臣及び内閣総理大臣
		二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。）

（略）	（略）	（略）

十七　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）

改正案	現行
（子金融機関等の範囲） 第八条の二　法第五十九条の二の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（農林中央金庫代理業者を除く。）とする。 一　農林中央金庫の子法人等 二　農林中央金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。） 三　法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。） 四　農林中央金庫の再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合 2　法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一　第四十四条各号に掲げる者 二　前項第四号に掲げる者 三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者 四　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者	（子金融機関等の範囲） 第八条の二　（略） 2　法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一～三　（略） （新設）

五　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

六　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（銀行、金融商品取引業者並びに第一号及び前三号に掲げる者を除く。）

イ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

ロ　金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

四　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）

五　外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（銀行、金融商品取引業者並びに第一号及び前二号に掲げる者を除く。）

イ・ロ　（略）

十八　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）

改正案	現行
（子金融機関等の範囲） 第七条の二　法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　商工組合中央金庫の子法人等 二　商工組合中央金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。） ２　法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者 二　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者 三　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前二号に掲げる者を除く。）	（子金融機関等の範囲） 第七条の二　（略） ２　法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。 一　（略） （新設） 二　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前号に掲げる者を除く。）

十九　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
（定義） 第一条　この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。 （法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者） 第二条　法第二条第二項第三十号に規定する政令で定める者は、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。 （法第二条第二項第三十九号に規定する政令で定める賃貸） 第三条　法第二条第二項第三十九号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。 一　賃貸に係る契約が、当該賃貸の期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして	（定義） 第一条　この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。 （法第二条第二項第二十九号に規定する政令で定める者） 第二条　法第二条第二項第二十九号に規定する政令で定める者は、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。 （法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める賃貸） 第三条　法第二条第二項第三十八号に規定する政令で定める賃貸は、次の要件を満たす賃貸とする。 一・二　（略）

主務省令で定めるものであること。

二　賃貸を受ける者が当該賃貸に係る機械類その他の物品の使用からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

（貴金属等）

第四条　法第二条第二項第四十三号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

２　法第二条第二項第四十三号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。

（金融機関等の特定業務）

第六条　法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一　法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者（第七号に掲げる者を除く。）並びに同項第二十二号、第二十五号、第二十八号、第三十四号及び第三十六号に掲げる特定事業者　当該特定事業者が行う業務

二　法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号

（貴金属等）

第四条　法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。

２　法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。

（金融機関等の特定業務）

第六条　法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一　法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者（第七号に掲げる者を除く。）並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる特定事業者　当該特定事業者が行う業務

二～八　（略）

に掲げる事業（当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項若しくは第七項に規定する事業に係る業務

三　法第二条第二項第十号に掲げる特定事業者　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第四号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第十二号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

四　法第二条第二項第十一号に掲げる特定事業者　水産業協同組合法第八十七条第一項第三号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第四号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第四号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第四項から第六項までに規定する事業に係る業務

五　法第二条第二項第十二号に掲げる特定事業者　水産業協同組合法第九十三条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第六号の二に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第二項から第四項までに規定する事業に係る業務

六　法第二条第二項第十三号に掲げる特定事業者　水産業協同組合法第九十七条第一項第一号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第二号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）若しくは同項第二号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項から第五項までに規定する事業に係る業務

七　法第二条第二項第二十一号に掲げる特定事業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。）　金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第三項に規定する投資助言・代理業に係る業務

八　法第二条第二項第二十三号に掲げる特定事業者　金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

九　法第二条第二項第二十四号に掲げる特定事業者　金融商品取引法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務

十　法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

十一　法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務

十二　法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に

（新設）

九　法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

十　法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務

十一　法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業に

係る業務

十三　法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者　貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十四　法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十五　法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業（次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産交換業」という。）に係る業務

十六　法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十七　法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者　社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十八　法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十九　法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者　同号に規定する両替業務

係る業務

十二　法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者　貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十三　法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十四　法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業（次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産交換業」という。）に係る業務

十五　法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十六　法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者　社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十七　法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十八　法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者　同号に規定する両替業務

（金融機関等の特定取引）

第七条　次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において収受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一　法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イ　預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結

ロ　定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結

ハ　信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価

（金融機関等の特定取引）

第七条　次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において収受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一　法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イ～ツ　（略）

証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に表示される権利を除く。）又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）である信託及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約に係る信託を除く。以下この条において同じ。）に係る契約の締結

ニ　信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立（リに規定する行為に係るものを除く。）

ホ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結

ヘ　農業協同組合法第十条第一項第十号又は水産業協同組合法第十一条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する共済に係る契約（以下「共済に係る契約」という。）の締結

ト　保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（チにおいて「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返

戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

チ　保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更

リ　金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

ヌ　金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）

ル　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

ヲ　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結

ワ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介

カ　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約

の締結

ヨ　暗号資産の交換等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第七項第三号若しくは第四号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ　暗号資産の交換等であって、当該暗号資産の交換等に係る暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が十万円を超えるもの

レ　暗号資産交換業に関し管理する顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（暗号資産の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であって、当該移転に係る暗号資産の価額が十万円を超えるもの

ソ　商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

ツ　現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ツ

において同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（暗号資産の交換等、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第三号において「現金等受払取引」という。）であって、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、十万円）を超えるもの

ネ　他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がナに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。）であって、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ナ　イに掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手（小切手法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。）の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ラ　貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結

ム　社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ウ　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第七条第一項の

ネ　他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がナに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。）であって、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ナ～オ　（略）

規定による電子記録を行うことを内容とする契約の締結

ヰ　保護預りを行うことを内容とする契約の締結

ノ　二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える旅行小切手の販売若しくは買取り

オ　外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはナに掲げる取引（ナに掲げる取引にあっては、為替取引に係るものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはナに規定する契約（ナに規定する契約にあっては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

二　法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項　同項に規定する賃貸借契約の締結

三　法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項　同項に規定する契約の締結

四　法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項　次のいずれかに該当する取引

イ　特定資金移動業務（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第八項第二号イに規定する特定資金移動業務をいう。ホにおいて同じ。）又は特定資金受入業務（同号ロに規定する特定資金受入業務をいう。ニ及びホにおいて同じ。）に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ロ　特定資金貸付契約（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第十項に規定する特定資金貸付契約をいう。ホにおいて同じ。

二　法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項　同項に規定する賃貸借契約の締結

三　法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項　同項に規定する契約の締結

四　法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項　次のいずれかに該当する取引

イ～ヘ　（略）

）の締結

ハ　チップ（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。）の交付若しくは付与又は受領をする取引（第三項第六号において「チップ交付等取引」という。）であって、当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ　特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ホ　特定資金受入業務に係る金銭の払戻し（特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。）、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領（特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金融機関が行う為替取引（口座間の金銭の移動に係るものに限る。）を伴うものを除く。）又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替（第三項第七号において「カジノ関連金銭受払取引」という。）であって、当該取引の金額が三十万円を超えるもの

ヘ　カジノ行為関連景品類（特定複合観光施設区域整備法第二条第十三項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第一号に掲げるものに限る。以下ヘ及び第三項第八号において同じ。）の提供であって、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

五　法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項　同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

六　法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項　その代金の額

五　法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項　同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

六　法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項　その代金の額

が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十三号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

七　法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項　同項に規定する契約の締結

2　特定事業者が前項第一号ハ又はニに掲げる取引を行う場合において、信託の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託の受益者の受益権に停止条件若しくは期限が付されているときは、特定事業者が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に当該受益者について同号ニに規定する法律関係が成立したものとみなして、同号ニの規定を適用する。

3　特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一　暗号資産の交換等

二　暗号資産交換業に関し管理する顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

三　現金等受払取引

四　預金等払戻し

が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

七　法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項　同項に規定する契約の締結

2・3　（略）

五　本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取り
六　チップ交付等取引
七　カジノ関連金銭受払取引
八　カジノ行為関連景品類の提供
九　貴金属等の売買契約の締結

（司法書士等の特定業務）

第八条　法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　租税の納付
二　罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付
三　過料の納付
四　成年後見人、保険業法第二百四十二条第二項又は第四項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

2　法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

（司法書士等の特定業務）

第八条　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

2　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一　株式会社　次のいずれかの事項

イ　設立

ロ　組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転

ハ　定款の変更

ニ　取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定

二　持分会社　次のいずれかの事項

イ　設立

ロ　組織変更、合併又は合同会社にあっては、会社分割

ハ　定款の変更

ニ　業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任

3　法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

二　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

三　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

四　一般社団法人又は一般財団法人

五　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条に規定する組合契約によって成立する組合

一・二　（略）

3　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

六　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合
七　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
八　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合
九　信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託

4　法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一　前項第一号に掲げる法人　次のいずれかの事項
イ　設立
ロ　合併
ハ　規約の変更
ニ　執行役員の選任

二　前項第二号に掲げる法人　次のいずれかの事項
イ　設立
ロ　合併
ハ　定款の変更
ニ　理事の選任

三　前項第三号に掲げる法人　次のいずれかの事項
イ　設立
ロ　定款の変更

4　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一～六　（略）

ハ　取締役の選任又は代表取締役の選定

四　前項第四号に掲げる法人　次のいずれかの事項

イ　設立

ロ　合併

ハ　定款の変更

ニ　理事の選任又は代表理事の選定

ホ　特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）にあっては、同法第四十四条又は第四十五条の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人への移行

五　前項第五号から第八号までに掲げる組合　組合契約の締結又は変更

六　前項第九号に掲げる信託　次のいずれかの事項

イ　信託行為

ロ　信託の変更、併合又は分割

ハ　受託者の変更

（司法書士等の特定取引）

第九条　法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項から第二条第二項第四十九号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は

（司法書士等の特定取引）

第九条　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条第二項第四十八号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は

、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあっては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2　特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の第三号特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約（以下この項において単に「契約」という。）を同時に又は連続して締結する場合において、当該二以上の契約が一回当たりの契約に係る財産の価額を減少させるために一の契約を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の契約を一の契約とみなして、前項の規定を適用する。

（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条　法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一　当該特定事業者（法第二条第二項第一号から第三十八号まで及

、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあっては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2　（略）

（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条　法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一　当該特定事業者（法第二条第二項第一号から第三十七号まで及

び第四十号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又は第三号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの

二　当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2　法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意

び第三十九号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又は第三号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの

二　（略）

2　（略）

を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）とする。

（少額の取引等）

第十五条　法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　財産移転（財産に係る権利の移転及び財産の占有の移転をいう。以下この条において同じ。）を伴わない取引

二　その価額が一万円以下の財産の財産移転に係る取引

三　前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引

イ　法第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業者　二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ　法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者　第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であって、当該取引の金額が三十万円以下のもの

ハ　法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者　その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四　前三号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第一項に規定する記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるもの

2　法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は

（少額の取引等）

第十五条　法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引

イ　法第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる特定事業者　二百万円以下の本邦通貨間の両替又は二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替若しくは二百万円以下の旅行小切手の販売若しくは買取り

ロ　法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者　第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であって、当該取引の金額が三十万円以下のもの

ハ　法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者　その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四　（略）

2　法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は

、次に掲げるものとする。

一　法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二　前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第七条第二項に規定する記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等）

第二十条　法第二十二条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち、法第二条第二項第二十二号、第三十四号及び第三十五号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2　証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十一条　法第二十二条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十五条、第

、次に掲げるものとする。

一　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二　（略）

（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等）

第二十条　法第二十二条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち、法第二条第二項第二十二号、第三十三号及び第三十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

2　（略）

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十一条　法第二十二条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十五条、第

十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十二条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十五号、第二十六号、第三十一号及び第三十二号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもの（登録金融機関業務に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3　前項の規定により銀行等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等

十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十二条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十四号、第二十五号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3　（略）

」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十八条　金融庁長官権限のうち法第十五条、第十七条及び第十八条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二十八号及び第三十号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。）並びに同項第二十一号から第二十四号までに掲げる特定事業者（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3　金融庁長官権限のうち法第二十二条第六項の規定により証券取引

（金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十八条　金融庁長官権限のうち法第十五条、第十七条及び第十八条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二十七号及び第二十九号に掲げる特定事業者（金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。）並びに同項第二十一号から第二十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2～7　（略）

等監視委員会に委任された権限及び第二十条第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限（法第二条第二項第二十二号に掲げる特定事業者に対するものに限る。）は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4　前項に規定する証券取引等監視委員会の権限で金融商品取引業者等の支店等に対するものについては、同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5　前項の規定により金融商品取引業者等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6　第三項の規定は、証券取引等監視委員会の指定する金融商品取引業者等に対する同項に規定する証券取引等監視委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長及び福岡財務支局長」とあるのは、「証券取引等監視委員会」とする。

7　証券取引等監視委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十九条　法第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに特定不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者等の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについて準用する。

3　不動産特定共同事業者等に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める国土交通大臣の権限（以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。）並びに特定不動産特定共同事業者等に対す

（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十九条　法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに特定不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2～8　（略）

る法第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4　国土交通大臣検査等権限で、不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

5　前項の規定により不動産特定共同事業者等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該不動産特定共同事業者等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

6　特定不動産特定共同事業者等に対する金融庁長官検査等権限及び国土交通大臣検査等権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

7　都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により特定不動産特定共同事業者等から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により特定不

動産特定共同事業者等の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

8　特定不動産特定共同事業者等が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可又は同法第四十一条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けた者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

（貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十条　法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。

3　貸金業者に対する金融庁長官検査等権限に属する事務は、貸金業法第三条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けた者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十条　法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者（以下この条において「貸金業者」という。）に対する金融庁長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2～5　（略）

4　都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により都道府県貸金業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により都道府県貸金業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官に報告しなければならない。

5　貸金業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、都道府県貸金業者に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。

（商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十一条　法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　法第十五条及び第十六条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）で、商品先物取引業者の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあ

（商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十一条　法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この条において「商品先物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）は、その本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3　（略）

っては、国内における従たる営業所又は事務所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3　前項の規定により商品先物取引業者の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品先物取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十二条　法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

（電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十二条　法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2　第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

（両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十三条　法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者（以下この条において「両替業者」という。）に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　前項に規定する財務大臣の権限で、両替業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3　前項の規定により両替業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該両替業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

4　両替業者に対する法第十五条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することがで

（両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十三条　法第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者（以下この条において「両替業者」という。）に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2～6　（略）

きる。

5　前各項の規定は、財務大臣の指定する両替業者に対する第一項、第二項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

6　財務大臣は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十四条　法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　前項に規定する国土交通大臣の権限で、宅地建物取引業者の支店、従たる事務所又は宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第一条の二第二号に掲げる事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も行使することができる。

3　宅地建物取引業者が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項に

（宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十四条　法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3　（略）

規定する国土交通大臣の免許を受けた者に関するものに限り、第一項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長が行うものとする。

（司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十五条　法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

3　前項の規定により法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十五条　法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所（司法書士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　前項に規定する法務大臣の権限で、法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（司法書士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局の長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局の長も行使することができる。

3　前項の規定により法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告（以下この条及び次条において「検査・指導等」という。）を行った法務局又は地方法務局の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条　法第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、当該特定事業者の事務所（税理士法人にあっては、主たる事務所）の所在地を管轄する国税局長及び税務署長に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3　第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4　前項の規定により法第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

（税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等）

第三十六条　法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　（略）

3　第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4　前項の規定により法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

二十　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）

改正案	現行
（国際局の所掌事務） 第八条　国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国為替に関する制度（外国との外国為替に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。 二　外国為替相場の決定及び安定並びに外国為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に関すること。 三　対外取引に係る支払又は支払の受領に使用する通貨の指定に関すること。 四　国際収支の調整に関すること並びに財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。 五　金の政府買入れに関すること及び金の輸出入の規制に関すること。 六　国際通貨制度及びその安定に関すること。 七　国際復興開発銀行その他の国際開発金融機関に関すること。 八　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関すること。 九　外国政府の不動産に関する権利の取得の審査に関すること。	（国際局の所掌事務） 第八条　国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十五　（略）

十　本邦からの海外投融資に関すること。
十一　株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構に関すること（本邦からの海外投融資に関するものに限る。）。
十二　日本銀行の行う外国為替の売買及び国際金融業務に関すること。
十三　外国為替及び国際収支に関する統計に関すること。
十四　外国為替資金特別会計の経理に関すること。
十五　外国為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。
十六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者に関すること。
十七　関税・外国為替等審議会の庶務（関税分科会に係るものを除く。）に関すること。

（調査課の所掌事務）
第五十八条　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること（地域協力課及び為替市場課の所掌に属するものを除く。）。
二　外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する制度の企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。
三　国際局の所掌事務に係る法令及び外国との協定に関する資料の

十六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十七号に規定する両替業務を行う者に関すること。
十七　（略）

（調査課の所掌事務）
第五十八条　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十　（略）

収集及び整備に関すること。

四　対外取引に係る支払又は支払の受領に使用する通貨の指定に関すること。

五　財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（為替市場課の所掌に属するものを除く。）。

六　外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関すること。

七　外国政府の不動産に関する権利の取得の審査に関すること。

八　外国為替に関する統計に関すること。

九　外国為替及び外国貿易法に基づく検査に関すること。

十　本邦からの海外投融資に関すること（開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

十一　犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者に関すること。

十二　関税・外国為替等審議会の庶務（関税分科会に係るものを除く。）に関すること。

附　則

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、財

十一　犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十七号に規定する両替業務を行う者に関すること。

十二　（略）

附　則

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条　（略）

務省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督の総括に関する事務をつかさどる。

2　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

3　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、法附則第四項に規定する政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

4　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

6　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例）

2　大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

3～6　（略）

（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例）

第四条　大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。	第四条　大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。